

平成31年4月26日

公益社団法人砂防学会
正会員 各位

公益社団法人 砂防学会
会長 海堀正博

2019年度定時総会議案の公告

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

2019年度定時総会でご審議頂く議案について下記のとおり公告いたします。

敬具

記

1. 日 時 令和元年5月21日（火）13時00分～14時20分
2. 場 所 岩手県盛岡市盛岡駅西通1-7-1
いわて県民情報交流センター（アイーナ）7階 「小田島組ほ～る」
3. 決議事項

【審議事項】

- 第1号議案 平成30年度収支決算の承認を求める件
- 第2号議案 定款の一部改訂を求める件
- 第3号議案 第5期役員候補者推薦委員の選任を求める件

【報告事項】

- 第1号報告 平成30年度事業報告の件
- 第2号報告 2019年度事業計画の報告の件
- 第3号報告 2019年度収支予算の報告の件

2019 年度定時総会



令和元年 5 月 21 日

いわて県民情報交流センター (盛岡市)

公益社団法人 砂防学会

目 次

第 1 号議案	平成 30 年度収支決算の承認を求める件	3
第 2 号議案	定款の一部改訂を求める件	21
第 3 号議案	第 5 期役員候補者推薦委員の選任を求める件	35
第 1 号報告	平成 30 年度事業報告の件	39
第 2 号報告	2019 年度事業計画の報告の件	57
第 3 号報告	2019 年度収支予算の報告の件	63
	2019 年度砂防学会賞受賞者業績	71

2019年度公益社団法人砂防学会定時総会次第

日 時 令和元年5月21日(火) 13時～14時20分
場 所 いわて県民情報交流センター(アイーナ)(盛岡市)
開 会

1. 会長挨拶
2. 来賓祝辞
3. 来賓紹介
4. 議 題

(議事録署名人選任)

【審議事項】

- 第1号議案 平成30年度収支決算の承認を求める件
- 第2号議案 定款の一部改訂を求める件
- 第3号議案 第5期役員候補者推薦委員の選任を求める件

【報告事項】

- 第1号報告 平成30年度事業報告の件
- 第2号報告 2019年度事業計画の報告の件
- 第3号報告 2019年度収支予算の報告の件

5. 2019年度砂防学会賞授与

閉 会

公益社団法人砂防学会 会員実勢

	2019年度期首 (人数)	平成30年度期首 (人数)	増減 (人数)
(会員種別)			
正会員	1,927	1,943	16減
個人 国内	1,919	1,935	16減
個人 海外	8	8	増減無
購読会員	205	204	1増
名誉会員	5	5	増減無
学生会員	128	135	7減
賛助会員	208	212	4減
特級	19	18	1増
一級	28	30	2減
二級	39	41	2減
三級	122	123	1減

審議事項

第1号議案

平成30年度収支決算の承認を求める件

貸借対照表

平成31年3月31日現在(決算)

(単位: 円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資 産 の 部			
流 動 資 産			
現 金 預 金	37,845,497	34,024,673	3,820,824
未 収 金	15,553,652	17,765,080	△ 2,211,428
前 払 金	416,326	897,585	△ 481,259
仮 払 金	30,000	4,640	25,360
流動資産合計	53,845,475	52,691,978	1,153,497
固 定 資 産			
基 本 財 産			
定 期 預 金	30,000,000	30,000,000	0
基本財産合計	30,000,000	30,000,000	0
特 定 資 産			
退職給付引当資産	9,533,034	8,571,196	961,838
減価償却引当資産	698,620	698,620	0
学術国際協力事業積立資産	0	0	0
特定資産合計	10,231,654	9,269,816	961,838
その他固定資産			
什 器 備 品	4	4	0
ソ フ ト ウ エ ア	812,160		812,160
敷 金	1,120,000	1,120,000	0
その他固定資産合計	1,932,164	1,120,004	812,160
固定資産合計	42,163,818	40,389,820	1,773,998
資 産 合 計	96,009,293	93,081,798	2,927,495
II 負 債 の 部			
流 動 負 債			
未 払 金	4,188,776	5,989,377	△ 1,800,601
前 受 金	4,838,000	5,468,000	△ 630,000
預 り 金	374,347	323,095	51,252
未 払 消 費 税 等	540,700	543,700	△ 3,000
流動負債合計	9,941,823	12,324,172	△ 2,382,349
固 定 負 債			
退職給付引当金	9,533,034	8,571,196	961,838
固定負債合計	9,533,034	8,571,196	961,838
負 債 合 計	19,474,857	20,895,368	△ 1,420,511
III 正 味 財 産 の 部			
一 般 正 味 財 産			
(うち基本財産への充当額)	(30,000,000)	(30,000,000)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(10,231,654)	(9,269,816)	(961,838)
正味財産合計	76,534,436	72,186,430	4,348,006
負 債 及 び 正 味 財 産 合 計	96,009,293	93,081,798	2,927,495

平成30年度(公社)砂防学会 正味財産増減計算書

平成30年4月1日から平成31年3月31日(決算)まで

(単位: 円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
經常増減の部			
經常収益			
基本財産運用益	3,000	3,000	0
基本財産受取利息	3,000	3,000	0
受取会費	24,581,900	20,492,000	4,089,900
正会員受取会費	14,779,900	12,976,000	1,803,900
購読会員受取会費	1,282,000	1,260,000	22,000
学生会員受取会費	250,000	216,000	34,000
賛助会員受取会費	8,270,000	6,040,000	2,230,000
事業収益	59,338,045	61,565,038	△ 2,226,993
出版事業収益	6,550,770	6,568,313	△ 17,543
研究発表会開催収益	18,437,275	17,327,505	1,109,770
シンポジウム開催収益	490,000	1,374,000	△ 884,000
講習会等開催収益	466,000	515,220	△ 49,220
受託事業収益	31,752,000	33,912,000	△ 2,160,000
資格認定事業収益	1,642,000	1,868,000	△ 226,000
受取補助金等	3,000,000	3,000,000	0
受取民間助成金	3,000,000	3,000,000	0
受取寄付金	0	0	0
受取寄付金	0	0	0
雑収	127,712	62,319	65,393
受取利息	591	604	△ 13
雑収	127,121	61,715	65,406
經常収益計	87,050,657	85,122,357	1,928,300
經常費用			
事業費	72,866,351	71,163,260	1,703,091
給料	9,466,959	9,160,495	306,464
福利厚生費	1,065,308	923,945	141,363
旅交通費	6,202,839	6,884,722	△ 681,883
通信搬数費	490,082	521,193	△ 31,111
支払手数料	1,314,674	1,304,597	10,077
消耗品費	214,063	818,916	△ 604,853
会議費	551,260	493,815	57,445
印刷製本料	608,651	433,591	175,060
光熱水料	29,182	31,689	△ 2,507
賃借料	1,960,812	2,128,918	△ 168,106
諸謝金	2,650,600	2,487,960	162,640
租税公課	30,000	30,000	0
委託費	5,443,200	4,776,654	666,546
総務部	543,807	286,256	257,551
研究開発部	249,688	717,689	△ 468,001
編集部	1,030,762	713,443	317,319
国際部	1,345,278	1,762,650	△ 417,372
事業部	744,844	390,936	353,908

(単位: 円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
出 版 事 業 費	15,392,623	14,466,200	926,423
資 格 認 定 事 業 費	1,705,609	2,123,601	△ 417,992
図 書 館 運 営 費	1,100,432	1,100,432	0
研 究 発 表 会 等 開 催 費	14,032,995	13,532,827	500,168
研 究 費	5,545,235	4,872,627	672,608
表 彰 制 度 運 営 費	319,148	412,188	△ 93,040
支 部 活 動 費	787,908	765,236	22,672
雑 費	40,392	22,680	17,712
管 理 費	9,836,300	9,240,438	595,862
給 料 手 当	3,644,226	2,833,762	810,464
退 職 給 付 費	961,838	1,618,268	△ 656,430
福 利 厚 生 費	501,322	395,976	105,346
会 議 費	95,428	72,235	23,193
旅 費 交 通 費	796,329	477,998	318,331
通 信 運 搬 費	222,405	218,122	4,283
減 価 償 却 費	203,040	0	203,040
支 払 手 数 料	601,669	524,460	77,209
消 耗 品 費	65,797	42,933	22,864
印 刷 製 本 料 費	263,198	149,703	113,495
光 熱 水 料 費	13,732	13,581	151
賃 借 料 金	789,558	740,210	49,348
諸 謝 金	0	0	0
租 税 公 課	1,294,750	1,335,400	△ 40,650
役 員 改 選 費	0	389,070	△ 389,070
支 払 負 担 金	364,000	419,000	△ 55,000
雑 費	19,008	9,720	9,288
経 常 費 用 計	82,702,651	80,403,698	2,298,953
評 価 損 益 等 調 整 前 当 期 経 常 増 減 額	4,348,006	4,718,659	△ 370,653
評 価 損 益 等 計	0	0	0
当 期 経 常 増 減 額	4,348,006	4,718,659	△ 370,653
経 常 外 増 減 の 部			
経 常 外 収 益 計	0	0	0
経 常 外 費 用 計	0	0	0
当 期 経 常 外 増 減 額	0	0	0
当 期 一 般 正 味 財 産 増 減 額	4,348,006	4,718,659	△ 370,653
一 般 正 味 財 産 期 首 残 高	72,186,430	67,467,771	4,718,659
一 般 正 味 財 産 期 末 残 高	76,534,436	72,186,430	4,348,006
II 指 定 正 味 財 産 増 減 の 部			
当 期 指 定 正 味 財 産 増 減 額	0	0	0
指 定 正 味 財 産 期 首 残 高	0	0	0
指 定 正 味 財 産 期 末 残 高	0	0	0
III 正 味 財 産 期 末 残 高	76,534,436	72,186,430	4,348,006

平成30年度(公社)砂防学会 正味財産増減計算内訳書

平成30年4月1日から平成31年3月31日(決算)まで

(単位: 円)

科 目	公益目的事業会計	法人会計	内部取引消去	合 計
	調査研究・技術者育成事業	法人会計		
I 一般正味財産増減の部				
經常増減の部				
經常収益				
基本財産運用益	3,000	0	0	3,000
基本財産受取利息	3,000			3,000
受取会費	16,425,950	8,155,950		24,581,900
正会員受取会費	7,389,950	7,389,950		14,779,900
購読会員受取会費	641,000	641,000		1,282,000
学生会員受取会費	125,000	125,000		250,000
賛助会員受取会費	8,270,000			8,270,000
事業収益	59,338,045	0	0	59,338,045
出版事業収益	6,550,770			6,550,770
研究発表会開催収益	18,437,275			18,437,275
シンポジウム開催収益	490,000			490,000
講習会等開催収益	466,000			466,000
受託事業収益	31,752,000			31,752,000
資格認定事業収益	1,642,000			1,642,000
受取補助金等	3,000,000	0	0	3,000,000
受取民間助成金	3,000,000			3,000,000
受取寄付金	0	0	0	0
受取寄付金	0			0
雑収益	127,417	295	0	127,712
受取利息	296	295		591
雑収益	127,121			127,121
經常収益計	78,894,412	8,156,245	0	87,050,657
經常費用				
事業費用	72,866,351	0	0	72,866,351
給料手当	9,466,959			9,466,959
福利厚生費	1,065,308			1,065,308
旅費交通費	6,202,839			6,202,839
通信搬送費	490,082			490,082
支払手数料	1,314,674			1,314,674
消耗品費	214,063			214,063
会議費	551,260			551,260
印刷製本料	608,651			608,651
光熱水料	29,182			29,182
賃借料	1,960,812			1,960,812
諸謝金	2,650,600			2,650,600
租税公課	30,000			30,000
委託費	5,443,200			5,443,200
総務部	543,807			543,807
研究開発部	249,688			249,688
編集部	1,030,762			1,030,762
国際部	1,345,278			1,345,278
事業部	744,844			744,844

(単位: 円)

科 目	公益目的事業会計	法人会計	内部取引消去	合 計
	調査研究・技術者育成事業	法人会計		
出版事業費	15,392,623			15,392,623
資格認定事業費	1,705,609			1,705,609
図書館運営費	1,100,432			1,100,432
研究発表会等開催費	14,032,995			14,032,995
研究費	5,545,235			5,545,235
表彰制度運営費	319,148			319,148
支部活動費	787,908			787,908
雑費	40,392			40,392
管 理 費	8,043,648	1,792,652	0	9,836,300
給料手当	3,097,592	546,634		3,644,226
退職給付費	817,562	144,276		961,838
福利厚生費	426,124	75,198		501,322
会議費	81,114	14,314		95,428
旅費交通費	676,880	119,449		796,329
通信運搬費	189,044	33,361		222,405
減価償却費	172,584	30,456		203,040
支払手数料	0	601,669		601,669
消耗品費	55,927	9,870		65,797
印刷製本料	223,718	39,480		263,198
光熱水料	11,672	2,060		13,732
賃借料	671,124	118,434		789,558
諸謝金	0	0		0
租税公課	1,294,750	0		1,294,750
役員改選費	0	0		0
支払負担金	309,400	54,600		364,000
雑費	16,157	2,851		19,008
経常費用計	80,909,999	1,792,652	0	82,702,651
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 2,015,587	6,363,593	0	4,348,006
評価損益等計	0	0	0	0
当期経常増減額	△ 2,015,587	6,363,593	0	4,348,006
経常外増減の部				
経常外収益				
経常外収益計	0	0	0	0
経常外費用				
経常外費用計	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 2,015,587	6,363,593	0	4,348,006
一般正味財産期首残高	46,357,867	25,828,563	0	72,186,430
一般正味財産期末残高	44,342,280	32,192,156	0	76,534,436
II 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0	0
III 正味財産期末残高	44,342,280	32,192,156	0	76,534,436

財産目録

平成31年3月31日現在(決算)

(単位: 円)

貸借対照表科目	場所・物量等	使用目的等	金額
(流動資産)			
現 金	手元保管	運転資金	33,275
郵便振替	ゆうちょ銀行	運転資金	7,701,036
郵便貯金	ゆうちょ銀行	運転資金	479,643
普通預金	三菱UFJ銀行 麴町支店	運転資金	16,072,900
	みずほ銀行 麴町支店	運転資金	8,558,643
定期預金	三菱UFJ銀行 麴町支店	運転資金	5,000,000
未収金		受託事業の未収金	14,040,000
		出版事業の未収金	1,513,652
前払金		2019年度研究発表会等開催費	400,990
		その他	15,336
仮払金		受託事業前渡金	30,000
流動資産合計			53,845,475
(固定資産)			
基本財産	定期預金	三菱UFJ銀行 麴町支店	30,000,000
特定資産	退職給付引当資産	三菱UFJ銀行 麴町支店	9,533,034
	減価償却引当資産	三菱UFJ銀行 麴町支店	698,620
その他固定資産	学術国際協力事業積立資産	三菱UFJ銀行 麴町支店	0
	什器備品	パソコン他	4
	ソフトウェア	ウェブサイト	812,160
	敷金	(一社)全国治水砂防協会	1,120,000
固定資産合計			42,163,818
資産合計			96,009,293
(流動負債)			
未払金		学会誌印刷発送費	2,611,306
		研究費(印刷製本)	394,416
		第4回理事会旅費	361,045
		その他	822,009
前受金		2019年度分会費収入	2,703,000
		2019年度定時総会並びに研究発表会	2,135,000
預り金		源泉所得税等	374,347
未払消費税等		消費税等30年度確定税額	540,700
流動負債合計			9,941,823
(固定負債)	退職給付引当金		9,533,034
固定負債合計			9,533,034
負債合計			19,474,857
正味財産			76,534,436

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 会計方針

「公益法人会計基準」(平成20年12月1日 内閣府公益認定等委員会)を採用している。

(2) 引当金の計上基準

退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基いて計上している。

(3) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

(4) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

2. 基本財産及び特定資産の増減及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
定期預金	30,000,000		0	30,000,000
小計	30,000,000		0	30,000,000
特定資産				
退職給付引当資産	8,571,196	961,838	0	9,533,034
減価償却引当資産	698,620		0	698,620
学術国際協力事業積立資産	0		0	0
小計	9,279,816	961,838	0	10,231,654
合計	39,279,816	961,838	0	40,231,654

3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

科目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち負債に対応する額)
基本財産				
定期預金	30,000,000	(0)	(30,000,000)	(0)
小計	30,000,000	(0)	(30,000,000)	(0)
特定資産				
退職給付引当資産	9,533,034	(0)	(0)	(9,533,034)
減価償却引当資産	698,620	(0)	(698,620)	(0)
学術国際協力事業積立資産	0	(0)	(0)	(0)
小計	10,231,654	(0)	(698,620)	(9,533,034)
合計	40,231,654	(0)	(30,698,620)	(9,533,034)

4. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位：円)

什器備品科目の物件	取得価額	減価償却 累計額	当期末残高
机、椅子、金庫	99,825	99,824	1
パソコン 日本ゲートウェイ	264,815	264,814	1
プリンター キヤノン LASER SHOT LBP-1610	105,819	105,818	1
パソコン エプソン	228,165	228,164	1
合計	698,624	698,620	4

5. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

(単位：円)

補助金等の 名称	交付者	前期末 残高	当期 増加額	当期 減少額	当期末 残高	貸借対照表上 の記載区分
助成金	(一社)全国治水砂防協会	0	1,000,000	1,000,000	0	流動資産
	(一財)砂防・地すべり技術 センター	0	2,000,000	2,000,000	0	流動資産
計		0	3,000,000	3,000,000	0	

付 属 明 細 書

1. 基本財産及び特定資産の明細

(単位:円)

区分	資産の種類	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	期末帳簿価額
基本財産	定期預金	30,000,000	0	0	30,000,000
特定資産	退職給付引当資産	8,571,196	961,838	0	9,533,034
	減価償却引当資産	698,620	0	0	698,620
	学術国際協力事業積立資産	0	0	0	0

2. 引当金の明細

(単位:円)

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
退職給付引当金	8,571,196	961,838	0	0	9,533,034

平成30年度(公社)砂防学会 収支計算書

平成30年4月1日から平成31年3月31日(決算)まで

(単位:円)

科 目	予算額	決算額	差異	備考
I 事業活動収支の部				
事業活動収入				
基本財産運用収入	2,700	3,000	△ 300	
基本財産利息収入	2,700	3,000	△ 300	
会費収入	26,070,000	24,581,900	1,488,100	
正会員会費収入	16,620,000	14,779,900	1,840,100	
購読会員会費収入	1,160,000	1,282,000	△ 122,000	
学生会員会費収入	370,000	250,000	120,000	
賛助会員会費収入	7,920,000	8,270,000	△ 350,000	
事業収入	51,330,000	59,338,045	△ 8,008,045	
出版事業収入	6,000,000	6,550,770	△ 550,770	
研究発表会開催収入	17,200,000	18,437,275	△ 1,237,275	
シンポジウム開催収入	530,000	490,000	40,000	
講習会等開催収入	500,000	466,000	34,000	
受託事業収入	25,300,000	31,752,000	△ 6,452,000	
資格認定事業収入	1,800,000	1,642,000	158,000	
補助金等収入	3,000,000	3,000,000	0	
民間助成金収入	3,000,000	3,000,000	0	
寄附金収入	10,000	0	10,000	
寄附金収入	10,000	0	10,000	
雑収入	27,300	127,712	△ 100,412	
受取利息収入	400	591	△ 191	
雑収入	26,900	127,121	△ 100,221	
事業活動収入計	80,440,000	87,050,657	△ 6,610,657	
事業活動支出				
事業費支出	68,958,000	72,866,351	△ 3,908,351	
給料手当支出	2,650,000	9,466,959	△ 6,816,959	
福利厚生費支出	183,600	1,065,308	△ 881,708	
旅費交通費支出	3,011,100	6,202,839	△ 3,191,739	
通信運搬費支出	918,000	490,082	427,918	
支払手数料支出	106,700	1,314,674	△ 1,207,974	
消耗品費支出	506,000	214,063	291,937	
会議費支出	1,191,700	551,260	640,440	
印刷製本費支出	105,500	608,651	△ 503,151	
光熱水料費支出	25,500	29,182	△ 3,682	
借料支出	1,685,000	1,960,812	△ 275,812	
諸謝金支出	2,300,000	2,650,600	△ 350,600	
租税公課支出	71,000	30,000	41,000	
委託費支出	4,650,000	5,443,200	△ 793,200	
総務部	1,200,000	543,807	656,193	
研究開発部	700,000	249,688	450,312	
編集部	750,000	1,030,762	△ 280,762	
国際部	2,950,000	1,345,278	1,604,722	
事業部	900,000	744,844	155,156	
出版事業費支出	15,000,000	15,392,623	△ 392,623	
資格認定事業費支出	2,500,000	1,705,609	794,391	

(単位: 円)

科 目	予算額	決算額	差異	備 考
図書館運営費支出	1,100,000	1,100,432	△ 432	
研究発表会等開催支出	19,500,000	14,032,995	5,467,005	
研究費支出	3,370,000	5,545,235	△ 2,175,235	
表彰制度運営費支出	500,000	319,148	180,852	
支部活動費支出	3,070,000	787,908	2,282,092	
雑支出	13,900	40,392	△ 26,492	
管理費	9,652,000	8,671,422	980,578	
給料手当支出	4,753,000	3,644,226	1,108,774	
福利厚生費支出	612,500	501,322	111,178	
会議費支出	176,400	95,428	80,972	
旅費交通費支出	818,300	796,329	21,971	
通信運搬費支出	298,900	222,405	76,495	
支払手数料支出	882,000	601,669	280,331	
消耗品費支出	83,300	65,797	17,503	
印刷製本費支出	294,000	263,198	30,802	
光熱水料費支出	24,500	13,732	10,768	
賃借料支出	1,225,000	789,558	435,442	
諸謝金支出	0	0	0	
租税公課支出	49,000	1,294,750	△ 1,245,750	
役員選書費支出	0	0	0	
負担金支出	420,000	364,000	56,000	
雑支出	15,100	19,008	△ 3,908	
事業活動支出計	78,610,000	81,537,773	△ 2,927,773	
事業活動収支差額	1,830,000	5,512,884	△ 3,682,884	
II 投資活動収支の部				
投資活動収入				
特定資産取崩収入	0	0	0	
退職給付引当資産取崩収入	0	0	0	
学術国際協力事業積立資産取崩収入	0	0	0	
投資活動収入計	0	0	0	
投資活動支出				
特定資産取得支出	0	961,838	△ 961,838	
退職給付引当資産取得支出	0	961,838	△ 961,838	
学術国際協力事業積立資産取得支出	0	0	0	
固定資産取得支出	0	1,015,200	△ 1,015,200	
ソフトウェア購入支出		1,015,200	△ 1,015,200	
投資活動支出計	0	1,977,038	△ 1,977,038	
投資活動収支差額	0	△ 1,977,038	1,977,038	
III 財務活動収支の部				
財務活動収支差額	0	0	0	
IV 予備費支出	0	0	0	
当期収支差額	1,830,000	3,535,846	△ 1,705,846	
前期繰越収支差額	40,367,806	40,367,806	0	
次期繰越収支差額	42,197,806	43,903,652	△ 1,705,846	

平成30年度(公社)砂防学会収支計算書内訳書

平成30年4月1日から平成31年3月31日(決算)まで

(単位:円)

科 目	公益目的事業会計	法人会計	内部取引消去	合 計
	調査研究・技術者育成事業			
I 事業活動収支の部				
事業活動収入				
基本財産運用収入	3,000	0	0	3,000
基本財産利息収入	3,000			3,000
会費収入	16,425,950	8,155,950	0	24,581,900
正会員会費収入	7,389,950	7,389,950		14,779,900
購読会員会費収入	641,000	641,000		1,282,000
学生会員会費収入	125,000	125,000		250,000
賛助会員会費収入	8,270,000			8,270,000
事業収入	59,338,045	0	0	59,338,045
出版事業収入	6,550,770			6,550,770
研究発表会開催収入	18,437,275			18,437,275
シンポジウム開催収入	490,000			490,000
講習会等開催収入	466,000			466,000
受託事業収入	31,752,000			31,752,000
資格認定事業収入	1,642,000			1,642,000
補助金等収入	3,000,000	0	0	3,000,000
民間助成金収入	3,000,000			3,000,000
寄附金収入	0	0	0	0
寄附金収入	0			0
雑収入	127,417	295	0	127,712
受取利息収入	296	295		591
雑収入	127,121			127,121
事業活動収入計	78,894,412	8,156,245	0	87,050,657
事業活動支出				
事業費支出	72,866,351	0	0	72,866,351
給料手当支出	9,466,959			9,466,959
福利厚生費支出	1,065,308			1,065,308
旅費交通費支出	6,202,839			6,202,839
通信運搬費支出	490,082			490,082
支払手数料支出	1,314,674			1,314,674
消耗品費支出	214,063			214,063
会議費支出	551,260			551,260
印刷製本費支出	608,651			608,651
光熱水料費支出	29,182			29,182
賃借料支出	1,960,812			1,960,812
諸謝金支出	2,650,600			2,650,600
租税公課支出	30,000			30,000
委託費支出	5,443,200			5,443,200
総務部	543,807			543,807
研究開発部	249,688			249,688
編集部	1,030,762			1,030,762
国際部	1,345,278			1,345,278
事業部	744,844			744,844
出版事業費支出	15,392,623			15,392,623
資格認定事業費支出	1,705,609			1,705,609

(単位:円)

科 目	公益目的事業会計	法人会計	内部取引消去	合 計
	調査研究・技術者育成事業			
図書館運営費支出	1,100,432			1,100,432
研究発表会等開催支出	14,032,995			14,032,995
研究費支出	5,545,235			5,545,235
表彰制度運営費支出	319,148			319,148
支部活動費支出	787,908			787,908
雑支出	40,392			40,392
管 理 費	7,053,502	1,617,920	0	8,671,422
給料手当支出	3,097,592	546,634		3,644,226
福利厚生費支出	426,124	75,198		501,322
会議費支出	81,114	14,314		95,428
旅費交通費支出	676,880	119,449		796,329
通信運搬費支出	189,044	33,361		222,405
支払手数料支出	0	601,669		601,669
消耗品費支出	55,927	9,870		65,797
印刷製本費支出	223,718	39,480		263,198
光熱水料費支出	11,672	2,060		13,732
賃借料支出	671,124	118,434		789,558
諸謝金支出	0	0		0
租税公課支出	1,294,750	0		1,294,750
役員選書費支出	0	0		0
負担金支出	309,400	54,600		364,000
雑支出	16,157	2,851		19,008
事業活動支出計	79,919,853	1,617,920	0	81,537,773
事業活動収支差額	△ 1,025,441	6,538,325	0	5,512,884
II 投資活動収支の部				
投資活動収入				
特定資産取崩収入				0
退職給付引当資産取崩収入				0
学術国際協力事業積立資産取崩収入				0
投資活動収入計				0
投資活動支出				
特定資産取得支出	961,838	0		961,838
退職給付引当資産取得支出	961,838	0		961,838
学術国際協力事業積立資産取得支出				0
固定資産取得支出	1,015,200	0		1,015,200
ソフトウェア購入支出	1,015,200	0		1,015,200
投資活動支出計	1,977,038	0		1,977,038
投資活動収支差額	△ 1,977,038	0		△ 1,977,038
III 財務活動収支の部				
財務活動収支差額	0	0		0
IV 予備費支出	0	0		0
当期収支差額	△ 3,002,479	6,538,325		3,535,846
前期繰越収支差額	13,823,740	26,544,066		40,367,806
次期繰越収支差額	10,821,261	33,082,391		43,903,652

収支計算書に対する注記

1. 資金の範囲

資金の範囲には、現金預金、未収金、前払金、未払金、前受金、預り金及び未払消費税等を含めている。なお、前期末及び当期末残高は、下記2に記載するとおりである。


2. 次期繰越収支差額に含まれる資産及び負債の内訳


科 目	前期末残高	当期末残高
現金預金	34,024,673	37,845,497
未収金	17,765,080	15,553,652
前払金	897,585	416,326
仮払金	4,640	30,000
合 計	52,691,978	53,845,475
未払金	5,989,377	4,188,776
前受金	5,468,000	4,838,000
預り金	323,095	374,347
未払消費税等	543,700	540,700
合 計	12,324,172	9,941,823
次期繰越収支差額	40,367,806	43,903,652

監査報告書

平成 31 年 4 月 26 日

公益社団法人 砂防学会
代表理事 海堀正博 殿

監事 逢坂 興宏 

監事 峯村 徹哉 

私たち監事は、平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの事業年度の理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を読覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及びその附属明細書並びに財産目録について検討いたしました。

2 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の監査結果

計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益（正味財産増減）の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

以上

審議事項

第2号議案

定款の一部改訂を求める件

公益社団法人砂防学会 定款の一部改訂案

現 行	改 訂 案
<p>第1章 総 則 (名 称) 第1条 この法人は、公益社団法人砂防学会と称する。 2 この法人の英語名は、Japan Society of Erosion Control Engineering とする。</p> <p>(事務所) 第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。 2 この法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を必要な地に置くことができる。</p> <p>第2章 目的及び事業 (目 的) 第3条 この法人は、砂防学の進歩、砂防事業の発展、並びに砂防技術者の資質の向上を図り、もって国土の保全、国民生活の安全、学術文化の進展と社会の発展等に寄与することを目的とする。</p> <p>(事 業) 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) 砂防に関する研究及び調査並びにその奨励と普及 (2) 砂防に関する研究及び調査の助成 (3) 砂防に関する研究発表会、講演会、講習会等の開催及び見学視察等の実施 (4) 砂防に関する建議並びに諮問に対する答申 (5) 会誌及び砂防に関する図書、報論文、資料等の刊行 (6) 砂防関係図書及び資料の収集・保管・公開 (7) 砂防の発展に資する学術国際活動 (8) 砂防技術者の育成 (9) 砂防技術者の資格付与と教育 (10) その他この目的を達成するために必要な事業 2 前項の事業は、日本全国及び海外において行うものとする。</p> <p>第3章 会 員 (種 別) 第5条 この法人に次の会員を置く。 (1) 正 会 員 この法人の事業に賛同して入会した個人 (2) 賛助会員 この法人の事業に賛助する団体 (3) 学生会員 この法人の事業に賛同した大学(大学院、短大を含む。)、高等専門</p>	<p>第1章 総 則 (名 称) 第1条 この法人は、公益社団法人砂防学会と称する。 2 この法人の英語名は、Japan Society of Erosion Control Engineering とする。</p> <p>(事務所) 第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。 2 この法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を必要な地に置くことができる。</p> <p>第2章 目的及び事業 (目 的) 第3条 この法人は、砂防学の進歩、砂防事業の発展、並びに砂防技術者の資質の向上を図り、もって国土の保全、国民生活の安全、学術文化の進展と社会の発展等に寄与することを目的とする。</p> <p>(事 業) 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) 砂防に関する研究及び調査並びにその奨励と普及 (2) 砂防に関する研究及び調査の助成 (3) 砂防に関する研究発表会、講演会、講習会等の開催及び見学視察等の実施 (4) 砂防に関する建議並びに諮問に対する答申 (5) 会誌及び砂防に関する図書、報論文、資料等の刊行 (6) 砂防関係図書及び資料の収集・保管・公開 (7) 砂防の発展に資する学術国際活動 (8) 砂防技術者の育成 (9) 砂防技術者の資格付与と教育 (10) その他この目的を達成するために必要な事業 2 前項の事業は、日本全国及び海外において行うものとする。</p> <p>第3章 会 員 (種 別) 第5条 この法人に次の会員を置く。 (1) 正 会 員 この法人の事業に賛同して入会した個人 (2) 賛助会員 この法人の事業に賛助する団体 (3) 学生会員 この法人の事業に賛同した大学(大学院、短大を含む。)、高等専門学校に在籍してい</p>

現 行	改 訂 案
<p>学校に在籍している者</p> <p>(4) 名誉会員 この法人の発展に著しい功績のあった者で、理事会において推薦され、<u>総会</u>で承認された者</p> <p>(5) 購読会員 図書館等学会誌の購読を目的とする機関</p>	<p>る者</p> <p>(4) 名誉会員 この法人の発展に著しい功績のあった者で、理事会において推薦され、<u>かつ、第15条第2項で定める社員総会（以下「社員総会」という。）</u>で承認された者</p> <p>(5) 購読会員 図書館等学会誌の購読を目的とする機関</p>
<p>2 <u>前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。</u></p>	<p>2 <u>賛助会員、学生会員、名誉会員及び購読会員は、第11条に定めるところにより、代議員（以下「代議員」という。）を選出するための選挙における選挙権及び被選挙権ならびに第25条の理事及び監事（以下「役員」という。）となる資格を有しない。</u></p>
<p>(入会会員資格の取得)</p>	<p>(入会会員資格の取得)</p>
<p>第6条 正会員、賛助会員、学生会員及び購読会員として入会しようとする者は、理事会の定めるところにより申込み、その承認を受けなければならない。</p>	<p>第6条 正会員、賛助会員、学生会員及び購読会員として入会しようとする者は、理事会の定めるところにより申込み、その承認を受けなければならない。</p>
<p>(会 費)</p>	<p>(会 費)</p>
<p>第7条 この法人の事業活動で経常的に生じる費用に充てるため、会員は、理事会の定めるところにより会費を納入しなければならない。ただし、名誉会員については、これを免除する。</p>	<p>第7条 この法人の事業活動で経常的に生じる費用に充てるため、会員は、理事会の定めるところにより会費を納入しなければならない。ただし、名誉会員については、これを免除する。</p>
<p>2 会費は毎年度当初に一括納入するものとし、既納の会費は原則として返還しない。</p>	<p>2 会費は毎年度当初に一括納入するものとし、既納の会費は原則として返還しない。</p>
<p>(退 会)</p>	<p>(退 会)</p>
<p>第8条 会員が退会しようとするときは、退会届を提出することによりいつでも退会することができる。</p>	<p>第8条 会員が退会しようとするときは、退会届を提出することによりいつでも退会することができる。</p>
<p>(除 名)</p>	<p>(除 名)</p>
<p>第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、<u>総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議に基づき、除名することができる。ただし、その会員に対し、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。</u></p>	<p>第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、<u>第11条で定める社員（以下「社員」という。）は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の決議に基づき、除名することができる。ただし、当該会員に当該社員総会の日から1週間前までに当該決議が行われる旨を通知するとともに、当該社員総会において弁明の機会を与えなければならない。</u></p>
<p>(1) この法人の定款又は規程に違反したとき。 (2) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為があったとき。 (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。</p>	<p>(1) この法人の定款又は規則に違反したとき。 (2) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為があったとき。 (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。</p>
<p>(会員の資格喪失)</p> <p>第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失す</p>	<p>(会員の資格喪失)</p> <p>第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失す</p>

現 行	改 訂 案
<p>る。</p> <p>(1) 第7条の会費の支払義務を2年以上履行しなかったとき。</p> <p>(2) 当該会員が死亡し又は解散したとき。</p> <p>(3) すべての<u>正会員</u>が同意したとき。</p>	<p>る。</p> <p>(1) 第7条の会費の支払義務を2年以上履行しなかったとき。</p> <p>(2) 当該会員が死亡し又は解散したとき。</p> <p>(3) すべての<u>社員</u>が同意したとき。</p> <p>第4章 代議員及び社員 (代議員の選出等)</p> <p>第11条 この法人は、規則に定めるところにより実施する正会員による選挙（以下「<u>代議員選挙</u>」という。）により、正会員の中から選出された代議員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「<u>法人法</u>」という。）上の社員とする。</p> <p>2 代議員選挙に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。</p> <p>3 代議員選挙における代議員候補者は、概ね正会員15名の中から1人の割合をもって選定する（端数の取扱いについては理事会で定める。）。</p> <p>4 正会員（すでに代議員である者を含む。以下、本条において同じ。）は、代議員選挙に立候補することができる。</p> <p>5 代議員選挙において、立候補した正会員は他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、代議員を選挙する権利を有しない。</p> <p>6 代議員選挙は、2年に1度、3月までに実施する。</p> <p>(代議員の任期)</p> <p>第12条 代議員の任期は、代議員選挙で選出された日から次の代議員選挙終了のときまでとする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>2 代議員が、社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え（法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条）を提起している場合（法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない。ただし、当該代議員は、役員を選任及び解任（法人法第63条及び第70条）ならびに定款変更（法人法第146条）についての議決権を有しないこととする。</p> <p>3 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなるときに備えて、補欠の代議員を選出するための選挙（以下「<u>補欠選挙</u>」という。）を行うことができる。補欠選挙にあたっては、第11条第4項及び第5項を準用する。</p> <p>4 代議員が欠けたために実施された補欠選挙によって選出された代議員の任期の終期及び、代議員</p>

現 行	改 訂 案
	<p><u>の員数を欠くこととなるときに備えて実施された補欠選挙によって選出された者が、代議員が欠けた場合に補欠として代議員となることができる期限は、任期満了前に退任した代議員の任期の満了するときまでとする。</u></p> <p><u>5 補欠の代議員を選挙する場合には、理事会は、次に掲げる事項を公示しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 当該候補者が補欠の代議員である旨</u></p> <p><u>(2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の代議員の補欠の代議員として選任するときは、その旨及び当該特定の代議員の氏名</u></p> <p><u>(3) 同一の代議員(2人以上の代議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の代議員)につき2人以上の補欠の代議員を選任するときは、当該補欠の代議員相互間の優先順位</u></p> <p><u>6 第3項の補欠選挙の結果が効力を有する期間は、選任後最初に実施される第1項の代議員選挙終了のときまでとする。</u></p> <p><u>(代議員の報酬)</u></p> <p><u>第13条 代議員は、無報酬とする。</u></p> <p><u>(正会員の権利)</u></p> <p><u>第14条 正会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様にこの法人に対して行使することができる。</u></p> <p><u>(1) 法人法第14条第2項の権利(定款の閲覧等)</u></p> <p><u>(2) 法人法第32条第2項の権利(社員名簿の閲覧等)</u></p> <p><u>(3) 法人法第57条第4項の権利(社員総会の議事録の閲覧等)</u></p> <p><u>(4) 法人法第50条第6項の権利(社員の代理権証明書面等の閲覧等)</u></p> <p><u>(5) 法人法第51条第4項の権利(議決権行使書面の閲覧等)及び第52条第5項の権利(電磁的方法による議決権行使記録の閲覧等)</u></p> <p><u>(6) 法人法第129条第3項の権利(計算書類等の閲覧等)</u></p> <p><u>(7) 法人法第229条第2項の権利(清算法人の貸借対照表等の閲覧等)</u></p> <p><u>(8) 法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利(合併契約等の閲覧等)</u></p> <p><u>2 理事又は監事は、その職務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第112条の規定にかかわらず、この責任は、全ての正会員の同意がなければ、免除することができない。</u></p>

現 行	改 訂 案
<p>第4章 総会 (構成)</p> <p>第11条 <u>総会はすべての正会員をもって構成する。</u></p> <p>2 前項の<u>総会</u>をもって法人法上の社員総会とする。</p> <p>(権限)</p> <p>第12条 <u>総会は、次の事項について決議する。</u></p> <p>(1) 会員の除名 (2) <u>理事及び監事</u>の選任又は解任 (3) <u>理事及び監事</u>の報酬等の支給基準 (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認 (5) 定款の変更 (6) 解散及び残余財産の処分 (7) 推薦委員の選出 (8) その他<u>総会</u>で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項</p> <p>(開催)</p> <p>第13条 <u>総会は、定時総会として毎事業年度終了後3月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。</u></p> <p>2 第14条第2項の請求があったときは、会長は<u>総会</u>を招集しなければならない。</p> <p>(招集)</p> <p>第14条 <u>総会は、法令の別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。</u></p> <p>2 <u>総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。</u></p> <p>(議長)</p> <p>第15条 <u>総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故あるときは、あらかじめ理事会が定めた順序によって副会長又は専務理事がこれに当たる。ただし、第14条第2項の規定により請求があった場合において総会を開催したときは、当該総会において正会員の中から議長を選出することができる。</u></p>	<p>第5章 <u>社員総会</u> (構成)</p> <p>第15条 <u>この法人の社員総会は、全ての社員をもって構成する。</u></p> <p>2 前項の<u>社員総会</u>をもって法人法上の社員総会とする。</p> <p>(権限)</p> <p>第16条 <u>社員総会は、次の事項について決議する。</u></p> <p>(1) 会員の除名又は<u>社員たる地位の解任</u> (2) <u>役員</u>の選任又は解任 (3) <u>役員</u>の報酬等の支給基準 (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認 (5) 定款の変更 (6) 解散及び残余財産の処分 (7) 推薦委員の選出 (8) その他<u>社員総会</u>で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項</p> <p>(開催)</p> <p>第17条 <u>社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後3箇月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。</u></p> <p>2 第18条第2項の請求があったときは、会長は<u>臨時社員総会</u>を招集しなければならない。</p> <p>(招集)</p> <p>第18条 <u>社員総会は、法令の別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。</u></p> <p>2 <u>総社員の議決権の5分の1以上の議決権を有する社員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、臨時社員総会の招集を請求することができる。</u></p> <p>3 <u>会長は、前項に定めるところにより請求があったときは、その請求のあった日から30日以内に臨時社員総会を招集しなければならない。</u></p> <p>4 <u>社員総会を招集するときは、社員総会の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも14日前までに社員に通知する。</u></p> <p>(議長)</p> <p>第19条 <u>社員総会の議長は、当該社員総会において社員の中から選出する。</u></p>

現 行	改 訂 案
<p>(議決権)</p> <p>第16条 <u>総会</u>における議決権は、<u>正会員</u>1名につき1個とする。</p> <p>(決 議)</p> <p>第17条 <u>総会</u>の決議は、<u>総正会員</u>の議決権の過半数を有する<u>正会員</u>が出席し、出席した当該<u>正会員</u>の議決権の過半数をもって行う。ただし、出席できない<u>正会員</u>が、第18条の手続きに従って委任状を提出した場合は、当該<u>正会員</u>を出席者とみなす。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、<u>総正会員</u>の半数以上であって、<u>総正会員</u>の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。</p> <p>(1) 会員の除名</p> <p>(2) 監事の解任</p> <p>(3) 定款の変更</p> <p>(4) 解散</p> <p>(5) その他法令で定められた事項</p> <p>3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。</p>	<p>(議決権)</p> <p>第20条 <u>社員総会</u>における議決権は、<u>社員</u>1名につき1個とする。</p> <p>(決 議)</p> <p>第21条 <u>社員総会</u>の決議は、<u>総社員</u>の議決権の過半数を有する<u>社員</u>が出席し、出席した当該<u>社員</u>の議決権の過半数をもって行う。ただし、出席できない<u>社員</u>が、第23条の手続きに従って<u>議決権行使書</u>又は委任状を提出した場合は、当該<u>社員</u>を出席者とみなす。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、<u>総社員</u>の半数以上であって、<u>総社員</u>の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。</p> <p>(1) 会員の除名</p> <p>(2) <u>社員たる地位の解任</u></p> <p>(3) 監事の解任</p> <p>(4) 定款の変更</p> <p>(5) 解散</p> <p>(6) その他法令で定められた事項</p> <p>3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第25条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。</p> <p>4 <u>理事会は、社員総会の議事の要領及び決議した事項を、遅滞なく全ての会員に会告する。</u></p> <p>(定足数)</p> <p>第22条 <u>社員総会</u>は、<u>総社員</u>の議決権の過半数を有する<u>社員</u>が出席しなければ開催することができない。</p>
<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第18条 <u>正会員</u>は、他の<u>正会員</u>を代理人として<u>総会</u>の議決権を行使することができる。この場合においては、当該<u>正会員</u>は、あらかじめ、代理権を証明する書面として委任状をこの法人に提出しなければならない。</p>	<p>(書面決議及び議決権の委任)</p> <p>第23条 <u>社員総会</u>に出席できない<u>社員</u>は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって議決権を行使し、又は書面をもって他の<u>社員</u>を代理人として議決権を委任することができる。</p> <p>2 前項の場合における第21条および第22条の適用については、その<u>社員</u>は議決権に算入したものとみなす。</p>
<p>(議事録)</p> <p>第19条 <u>総会</u>の議事録については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、議長及び議長が指名する出席者2名以上が記名押印する。</p>	<p>(議事録)</p> <p>第24条 <u>社員総会</u>の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、議長及び議長が指名する出席者2名以上が記名押印する。</p>

現 行	改 訂 案
<p>第5章 役員 (役員) 第20条 この法人は次の役員を置く。 (1) 理事 25名以上30名以内 (2) 監事 2名以内 2 理事のうち1名を会長とし、会長を法人法上の代表理事とする。 3 会長以外の理事のうち3名以内を副会長とする。 4 会長及び副会長以外の理事のうち1名を専務理事とする。 5 第3項の副会長及び前項の専務理事をもって法人法上の業務執行理事とする。</p> <p>(役員を選任) 第21条 <u>理事及び監事は、正会員の中から総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。 3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。</p> <p>(理事の職務及び権限) 第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。 2 会長は、この法人を代表し、その業務を執行する。副会長及び専務理事は、理事会の決議によって別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。 3 会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。</p> <p>(監事の職務及び権限) 第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。</p> <p>(役員任期) 第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する<u>定時総会</u>の終結の時までとする。</p>	<p>第6章 役員 (役員) 第25条 この法人は次の役員を置く。 (1) 理事 25名以上30名以内 (2) 監事 2名以内 2 理事のうち1名を会長とし、会長を法人法上の代表理事とする。 3 会長以外の理事のうち3名以内を副会長とする。 4 会長及び副会長以外の理事のうち1名を専務理事とする。 5 第3項の副会長及び前項の専務理事をもって法人法上の業務執行理事とする。</p> <p>(役員を選任) 第26条 <u>役員は、規則に定めるところにより実施する社員による選挙(以下「役員選挙」という。)により、正会員の中から選出されたものの中から社員総会の決議により選任する。</u> <u>2 役員は代議員にはなれない。第41条第2項で推薦候補者に推薦され、受諾した代議員は、代議員を辞さねばならない。</u> 3 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。 4 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。</p> <p>(理事の職務及び権限) 第27条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。 2 会長は、この法人を代表し、その業務を執行する。副会長及び専務理事は、理事会の決議によって別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。 3 会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。</p> <p>(監事の職務及び権限) 第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。</p> <p>(役員任期) 第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する<u>定時社員総会</u>の終結の時までとする。</p>

現 行	改 訂 案
<p>2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する<u>定時総会</u>の終結の時までとする。</p> <p>3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。</p> <p>4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。</p>	<p>2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する<u>定時社員総会</u>の終結の時までとする。</p> <p>3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。</p> <p>4 理事又は監事は、第25条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。</p>
<p>(役員解任)</p> <p>第25条 <u>理事及び監事</u>は、総会の決議によって解任することができる。</p>	<p>(役員解任)</p> <p>第30条 <u>役員</u>は、<u>社員総会</u>の決議によって解任することができる。</p>
<p>(役員報酬)</p> <p>第26条 <u>理事及び監事</u>は、無報酬とする。</p>	<p>(役員報酬)</p> <p>第31条 <u>役員</u>は、無報酬とする。</p>
<p>(役員損害賠償責任の一部免除)</p> <p>第27条 この法人は、法人法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事(理事又は監事であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。</p>	<p>(役員損害賠償責任の一部免除)</p> <p>第32条 この法人は、法人法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事(理事又は監事であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。</p>
<p>第6章 理事会 (構成)</p>	<p>第7章 理事会 (構成)</p>
<p>第28条 この法人に理事会を置く。 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。</p>	<p>第33条 この法人に理事会を置く。 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。</p>
<p>(権限)</p> <p>第29条 理事会は、次の職務を行う。 (1) この法人の業務執行の決定 (2) 理事の職務の執行の監督 (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職</p>	<p>(権限)</p> <p>第34条 理事会は、次の職務を行う。 (1) この法人の業務執行の決定 (2) 理事の職務の執行の監督 (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職</p>
<p>(招集)</p> <p>第30条 理事会は、会長が招集し、議長は会長がこれに当たる。 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序によって副会長又は専務理事が理事会を招集し、議長は招集した副会長又は専務理事がこれに当たる。</p>	<p>(招集)</p> <p>第35条 理事会は、会長が招集し、議長は会長がこれに当たる。 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序によって副会長又は専務理事が理事会を招集し、議長は招集した副会長又は専務理事がこれに当たる。</p>
<p>(決議)</p> <p>第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。 2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものと</p>	<p>(決議)</p> <p>第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。 2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものと</p>

現 行	改 訂 案
<p>みなす。</p> <p>(議事録)</p> <p>第 32 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。</p> <p>2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。<u>ただし、会長の変更を行う理事会については、一般社団法人等登記規則第 3 条において準用する商業登記規則第 61 条第 4 項ただし書きに該当する場合を除き、他の出席した理事も記名押印する。</u></p> <p>第 7 章 会務分掌 (支部)</p> <p>第 33 条 支部は、この法人の目的を達成するために、別途定める区域において、砂防に関する研究及び調査並びにその奨励と普及、講演会、講習会等の開催及び見学視察等の実施、砂防技術者の育成等を行うことができる。</p> <p>2 支部に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。</p> <p><u>(砂防技術推進機構(仮称))</u></p> <p>第 34 条 この法人に砂防技術者の資格付与と教育を行うために砂防技術推進機構を置くことができる。</p> <p>2 砂防技術推進機構に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。</p> <p>(部 会)</p> <p>第 35 条 会長は、この法人の業務の円滑な執行を図るため、理事会の決議を経て、任意の機関として部会をおくことができる。</p> <p>2 部会は、理事会の決議に基づき、業務執行を補助する。</p> <p>3 部会に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。</p> <p>第 8 章 推薦委員会 (推薦委員会)</p> <p>第 36 条 この法人に、推薦委員会を置くことができる。</p> <p>2 推薦委員会は、第 21 条第 1 項の理事及び監事の選任に関し、推薦候補者の推薦を行う。</p> <p>3 推薦委員会は、総会で選出された正会員 8 名以内の委員で構成する。</p> <p>4 推薦委員会に関する事項は、理事会において定める。</p>	<p>みなす。</p> <p>(議事録)</p> <p>第 37 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。</p> <p>2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。</p> <p>第 8 章 会務分掌 (支部)</p> <p>第 38 条 支部は、この法人の目的を達成するために、別途定める区域において、砂防に関する研究及び調査並びにその奨励と普及、講演会、講習会等の開催及び見学視察等の実施、砂防技術者の育成等を行うことができる。</p> <p>2 支部に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。</p> <p><u>(砂防技術推進機構)</u></p> <p>第 39 条 この法人に砂防技術者の資格付与と教育を行うために砂防技術推進機構を置くことができる。</p> <p>2 砂防技術推進機構に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。</p> <p>(部 会)</p> <p>第 40 条 会長は、この法人の業務の円滑な執行を図るため、理事会の決議を経て、任意の機関として部会をおくことができる。</p> <p>2 部会は、理事会の決議に基づき、業務執行を補助する。</p> <p>3 部会に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。</p> <p>第 9 章 役員候補者推薦委員会 (役員候補者推薦委員会)</p> <p>第 41 条 この法人に、<u>役員候補者推薦委員会(以下「推薦委員会」という。)</u>を置くことができる。</p> <p>2 推薦委員会は、第 26 条第 1 項の役員の選任に関し、推薦候補者の推薦を行う。</p> <p>3 推薦委員会は、社員総会で選出された正会員 8 名以内の委員で構成する。</p> <p>4 推薦委員会に関する事項は、理事会において定める。</p>

現 行	改 訂 案
<p>第9章 資産及び会計 (基本財産)</p> <p>第37条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。</p> <p>2 基本財産は、<u>総会</u>において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部又は全部を処分しようとするときは、あらかじめ理事会及び<u>総会</u>の承認を要する。</p> <p>(事業年度)</p> <p>第38条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。</p> <p>(事業計画及び収支予算)</p> <p>第39条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。</p> <p>2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。</p> <p>(事業報告及び収支決算)</p> <p>第40条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。</p> <p>(1) 事業報告 (2) 事業報告の附属明細書 (3) 貸借対照表 (4) 損益計算書(正味財産増減計算書) (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書 (6) 財産目録</p> <p>2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号の書類については<u>定時総会</u>に報告し、第3号、第4号及び第6号の書類については<u>定時総会</u>の承認を受けなければならない。</p> <p>3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び正会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。</p> <p>(1) 監査報告 (2) <u>理事及び監事</u>の名簿</p>	<p>第10章 資産及び会計 (基本財産)</p> <p>第42条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。</p> <p>2 基本財産は、<u>社員総会</u>において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部又は全部を処分しようとするときは、あらかじめ理事会及び<u>社員総会</u>の承認を要する。</p> <p>(事業年度)</p> <p>第43条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。</p> <p>(事業計画及び収支予算)</p> <p>第44条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。</p> <p>2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。</p> <p>(事業報告及び収支決算)</p> <p>第45条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。</p> <p>(1) 事業報告 (2) 事業報告の附属明細書 (3) 貸借対照表 (4) 損益計算書(正味財産増減計算書) (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書 (6) 財産目録</p> <p>2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号の書類については<u>定時社員総会</u>に報告し、第3号、第4号及び第6号の書類については<u>定時社員総会</u>の承認を受けなければならない。</p> <p>3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び<u>社員名簿</u>を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。</p> <p>(1) 監査報告 (2) <u>役員</u>の名簿</p>

現 行	改 訂 案
<p>(3) <u>理事及び監事</u>の報酬等の支給の基準を記載した書類</p> <p>(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類</p>	<p>(3) <u>役員</u>の報酬等の支給の基準を記載した書類</p> <p>(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類</p>
<p>(公益目的取得財産残額)</p> <p>第41条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。</p>	<p>(公益目的取得財産残額)</p> <p>第46条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。</p>
<p>第10章 定款の変更及び解散 (定款の変更)</p>	<p>第11章 定款の変更及び解散 (定款の変更)</p>
<p>第42条 この定款は、<u>総会</u>の決議によって変更することができる。</p>	<p>第47条 この定款は、<u>社員総会</u>の決議によって変更することができる。</p>
<p>(解 散)</p> <p>第43条 この法人は、<u>総会</u>の決議その他法令で定められた事由により解散する。</p>	<p>(解 散)</p> <p>第48条 この法人は、<u>社員総会</u>の決議その他法令で定められた事由により解散する。</p>
<p>(公益認定の取消し等に伴う贈与)</p> <p>第44条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、<u>総会</u>の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「認定法」という。)第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。</p>	<p>(公益認定の取消し等に伴う贈与)</p> <p>第49条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、<u>社員総会</u>の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「認定法」という。)第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。</p>
<p>(残余財産の帰属)</p> <p>第45条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、<u>総会</u>の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。</p>	<p>(残余財産の帰属)</p> <p>第50条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、<u>社員総会</u>の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。</p>
<p>第11章 公告の方法 (公告の方法)</p>	<p>第12章 公告の方法 (公告の方法)</p>
<p>第46条 この法人の公告は、電子公告により行う。 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。</p>	<p>第51条 この法人の公告は、電子公告により行う。 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。</p>
<p>第12章 補 則 (事務局及び職員)</p>	<p>第13章 補 則 (事務局及び職員)</p>

現 行	改 訂 案								
<p>第 47 条 この法人の事務を処理するため事務局を設け、有給の職員を置くことができる。</p> <p>2 職員のうち事務局長の選任及び解任は、理事会の決議を要する。</p> <p>3 職員は、会長が任免する。</p> <p>(委任)</p> <p>第 48 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。</p> <p>2 この法人の最初の会長は岡本正男、副会長は石川芳治、土屋 智、専務理事は川邊 洋とする。</p> <p>3 整備法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第 36 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。</p> <p>別表 基本財産（第 35 条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">財産種別</th> <th style="text-align: center;">場所・物量等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定期預金 <u>三菱東京 UFJ 銀行</u> 麴町中央支店 1 口</td> <td style="text-align: center;">30,000,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>附 則</p> <p>1 この定款は平成 25 年 4 月 1 日より施行する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この定款は平成 27 年 6 月 9 日より施行する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この定款は平成 28 年 5 月 18 日より施行する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この定款は平成 29 年 5 月 25 日より施行する。</p>	財産種別	場所・物量等	定期預金 <u>三菱東京 UFJ 銀行</u> 麴町中央支店 1 口	30,000,000 円	<p>第 52 条 この法人の事務を処理するため事務局を設け、有給の職員を置くことができる。</p> <p>2 職員のうち事務局長の選任及び解任は、理事会の決議を要する。</p> <p>3 職員は、会長が任免する。</p> <p>(委任)</p> <p>第 53 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。</p> <p>2 この法人の最初の会長は岡本正男、副会長は石川芳治、土屋 智、専務理事は川邊 洋とする。</p> <p>3 整備法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第 43 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。</p> <p>別表 基本財産（第 42 条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">財産種別</th> <th style="text-align: center;">場所・物量等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定期預金 <u>三菱 UFJ 銀行</u> 麴町中央支店 1 口</td> <td style="text-align: center;">30,000,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>附 則</p> <p>1 この定款は平成 25 年 4 月 1 日より施行する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この定款は平成 27 年 6 月 9 日より施行する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この定款は平成 28 年 5 月 18 日より施行する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この定款は平成 29 年 5 月 25 日より施行する。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>1 この定款は令和元年 5 月 22 日より施行する。</u></p>	財産種別	場所・物量等	定期預金 <u>三菱 UFJ 銀行</u> 麴町中央支店 1 口	30,000,000 円
財産種別	場所・物量等								
定期預金 <u>三菱東京 UFJ 銀行</u> 麴町中央支店 1 口	30,000,000 円								
財産種別	場所・物量等								
定期預金 <u>三菱 UFJ 銀行</u> 麴町中央支店 1 口	30,000,000 円								

審議事項

第3号議案

第5期役員候補者推薦委員の選任
を求める件

公益社団法人 砂防学会 第5期
役員候補者推薦委員会名簿（案）

（敬称略 五十音順）

石川 芳治 東京農工大学名誉教授（元会長）

内田 太郎 国土交通省国土技術政策総合研究所砂防研究室長

岡本 正男 （一社）全国治水砂防協会理事長（元会長）

小川 泰浩 国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所
山地災害研究室主任研究員

清水 収 宮崎大学教授（九州支部副支部長）

下村 博之 （株）パスコ 中央事業部技術センター副センター長

丸谷 知己 北海道大学名誉教授（前会長）

三木 公一 新潟県土木部砂防課長（信越支部運営委員）

報告事項

第1号報告

平成30年度事業報告の件

平成 30 年度事業報告

I 砂防に関する研究及び調査並びにその奨励と普及

(1) 災害緊急調査

①平成 30 年 4 月 11 日に大分県中津市耶馬溪金吉地区で発生した土砂災害に関し、災害の原因の解明並びに今後の対策等の検討のため、久保田哲也九州支部長を団長とする土砂災害専門家 11 名による現地調査を 4 月 29 日（日）に実施した。調査結果は砂防学会誌 7 月号に報告するとともにホームページに掲載し広く広報に努めた。

②平成 30 年 7 月豪雨により、中国地方、四国地方をはじめ九州地方から中部地方にわたる広い範囲で、土石流、がけ崩れ、地すべりなどが多数発生し、甚大な人的被害が発生した。

災害の甚大性、広域性に鑑み、総力を挙げて各地域での災害調査を行い、二次災害防止や応急対策に関する提言、災害のメカニズムに関する基礎データの収集、今後の土砂災害防止軽減に対する提言などを行うため、土砂災害緊急調査委員会を設置して、災害調査団を派遣した。一次調査団は、数人毎に 5 班編成し、7 月 21 日～8 月 2 日にかけて広島県を中心に計 24 名が緊急調査を行った。関西支部では土砂災害が発生した 3 箇所を 7 月 14 日（京都府綾部市）、7 月 16 日（京都府福知山市）、7 月 25 日（兵庫県神戸市）に調査した。

調査結果は、8 月 17 日に報告会を開催して公表するとともに、被災地域や今後の防災について緊急提言を行った。提言書は報告会終了後直ちに海堀正博会長から栗原淳一国土交通省砂防部長に提出し、提言内容を説明した。

③平成 30 年 9 月 6 日に発生した平成 30 年北海道胆振東部地震により、北海道胆振地方では多くの崩壊が集中的に発生し、甚大な人的被害が発生した。災害の甚大性、広域性に鑑み、総力を挙げて各地域での災害調査を行い、二次災害防止や応急対策に関する提言、災害のメカニズムに関する基礎データの収集、今後の土砂災害防止軽減に対する提言などを行うため、土砂災害緊急調査委員会を設置して、小山内信智北海道支部長を団長とする緊急調査団が、先遣隊調査（9 月 7 日、小山内信智団長等 5 名、北海道厚真町）、緊急調査（第 1 次調査 9 月 13、14 日、第 2 次調査 10 月 19～21 日、のべ 25 名、北海道厚真町・安平町）を実施した。札幌（9 月 28 日、北海道大学）・東京（10 月 25 日、砂防会館別館）で調査報告会を開催するとともに、調査結果についてはホームページで随時公開した。また、調査結果に基づいた緊急提言を、今後の被災地域での二次災害防止・土砂災害対策の推進等のため、10 月 25 日、国土交通省砂防部へ海堀正博会長から今井一之国土交通省砂防部砂防計画課長に説明し提出した。また、10 月 29 日、国土交通省北海道開発局、北海道庁へ小山内団長から緊急提言を提出した。緊急提言の内容は砂防学会のホームページに掲載し公表した。

(2) 受託研究調査

研究・調査受託事業取扱規程に基づき、以下の研究・調査業務を受託し委員会の管理のもとに実施した。

- ① 平成 30 年度 「土砂災害が発生するおそれがある土地の区域等」の設定に関する検討業務

受託元：(一財) 砂防フロンティア整備推進機構

- ② 平成 30 年度 大規模外力に対してレジリエントな砂防施設的设计手法の開発

受託元：国土交通省国土技術政策総合研究所

(3) 砂防学会賞授与

- ① 平成 30 年度「砂防学会賞」受賞者を総会において表彰した。

・論文賞

受賞者：秋山 怜子 氏 (アジア航測 (株))

対象論文：秋山 怜子・木下 篤彦・内田 太郎・高原 晃宙・石塚 忠範

簡易な水文モデルを用いた崩壊発生時刻予測手法

砂防学会誌, Vol. 68, No. 2, P. 3-13

・論文奨励賞

受賞者：山野井 一輝 氏 ((国研) 理化学研究所)

対象論文：山野井 一輝・藤田 正治

複合土砂災害シミュレータ SimHiS を用いた山間地域における土砂災害の警戒
避難情報の提供に関する一考察

砂防学会誌, Vol. 69, No. 6, P. 15-23

・技術賞

受賞者：木下 篤彦 氏 (国土交通省)・神野 忠広 氏 (共和コンクリート工業 (株))・

岡本 敦氏 (国土交通省)・一言 正之 氏 (日本工営 (株))・小野寺 勝 氏

(日本工営 (株))・桜庭 雅明 氏 (日本工営 (株))・杉山 実 氏 (日本工

営 (株))

対象業績：六甲山系におけるリアルタイムハザードマップシステムの構築

砂防学会誌, Vol. 66, No. 1, P. 15-22

受賞者；三上 幸三 氏 (国土交通省)・長山 孝彦 氏 (日本工営 (株))・田方 智 氏

(日本工営 (株))・伊藤 隆郭 氏 (日本工営 (株))・水山 高久 氏 (国際砂

防協会)

対象業績：常願寺川における可動式シャッター砂防堰堤の設置と運用について

砂防学会誌, Vol. 66, No. 5, P. 42-48

② 平成31年度「砂防学会賞」受賞者を決定した。

・論文賞

受賞者：浅野 友子氏（東京大学）

対象論文：浅野 友子, 内田 太郎, 西口 幸希

山地河川における洪水時の河道抵抗の実態

砂防学会誌, Vol. 70, No. 6, P. 12-23

・論文奨励賞

受賞者：工藤 司氏（国土技術政策総合研究所）

対象論文：工藤 司・内田 太郎・松本 直樹・桜井 亘

LP差分データとレーダー雨量計データを用いた土石流の流出土砂量を規定する降雨指標に関する考察

砂防学会誌, Vol. 70, No. 3, P. 3-12

受賞者：田中 健貴氏（国土交通省）

対象論文：田中 健貴・内田 太郎・桜井 亘・長井 斎・笹山 隆・戸舘 光

斜面土層内の水みちが土層内の間隙水圧へ与える影響に関する実験的研究

砂防学会誌, Vol. 70, No. 4, P. 3-12

・技術賞

受賞者：清水 武志氏（(国研) 土木研究所）・青池 邦夫氏（応用地質(株)）・泉山 寛明氏（国土交通省）・藤村 直樹氏（国土交通省）・稲崎 富士氏（(国研) 土木研究所）・瀬戸 秀治氏（応用地質(株)）

対象業績：地中レーダ探査を用いた砂防堰堤内部亀裂分布調査

砂防学会誌, Vol. 70, No. 3, P. 25-32

受賞者：吉永 子規氏（砂防エンジニアリング(株)）・清水 武志氏（(国研) 土木研究所）・水谷 佑氏（日本工営(株)）・高橋 佑弥氏（(株)建設技術研究所）・藤村 直樹氏（国土交通省）・泉山 寛明氏（国土交通省）・石塚 忠範氏（国土交通省）

対象業績：レーザ測距儀を用いたナップ飛距離及び水深の計測方法の提案と流速推定への応用

(4) 支部活動

① 北海道支部

- ・支部総会（平成30年5月11日）の開催
- ・平成30年度砂防学会北海道支部研究発表会の開催
日時：平成30年5月11日
場所：北海道大学
内容：河床変動計算技術の適用例・活用上の留意点に関する講演，研究発表（8題）等
参加者：約110名
- ・北海道大学突発災害防災・減災プロジェクト拠点と共催で，北海道防災・減災セミナー「北海道における防災・減災の視点」の開催
日時：平成30年6月14日
場所：北海道大学
参加者：約70名
- ・平成30年6月23日，10月13日砂防・急傾管理技術者資格試験（一次・二次試験）札幌会場の運営補助
- ・「平成30年北海道胆振東部地震土砂災害緊急調査団」への参画
- ・INTERPRAEVENT2018での北海道胆振東部地震に関するポスター掲示による情報提供
- ・「砂防学会北海道支部奨励賞」を創設
- ・砂防関係就職説明会の開催（平成29年12月14日，北海道大学，10名）
- ・平成30年度土砂災害に関する研究集会の開催
日時：平成30年12月14日
参加者：約40名
- ・北海道大学国土保全学研究室，突発災害防災・減災共同プロジェクト拠点成果報告会「北海道の防災研究を考える ～広域複合災害研究センターへの展開～」を後援
日時：平成31年3月5日
場所：北海道大学
参加者：約200名
- ・北海道と共催で「土砂災害を考える防災講演会 in 室蘭」の開催
日時：平成31年3月7日
場所：室蘭市
参加者：約120名

② 東北支部

- ・平成30年6月23日砂防・急傾管理技術者資格試験（一次試験）盛岡会場の運営補助
- ・総会，セミナー，及び現場見学会の開催

日時：平成30年9月28日（金）10：00～

会場：山形県山形市 山形テルサ 研修室

内容：山形県の土砂災害対策について

山形県 県土整備部 砂防・災害対策課 課長補佐 佐藤 崇

新庄河川事務所の砂防事業について

国土交通省東北地方整備局新庄河川事務所 所長 光永 健男

雪崩を防ぐ効果的な森林のあり方について

(株)寒河江測量設計事務所 森林環境部 部長 堀 和彦

現場見学会：

馬見ヶ崎川流路工，月山地区志津地すべり対策，中沼沢川溪流保全工の各現場

山形県県土整備部，東北地方整備局新庄河川事務所のご協力による

参加者：33名

- ・「平成30年7月豪雨災害緊急調査」への参画
- ・砂防関係就職説明会の開催（平成30年12月13日，弘前大学）

③関東支部

- ・総会・勉強会の開催

日時：平成30年6月14日（木）15:30～17:30

場所・会場：東京都中央区

参加者：42名

- ・平成30年6月23日，10月20日砂防・急傾管理技術者資格試験（一次・二次試験）東京会場の運営補助

④信越支部

- ・シンポジウム（平成30年4月25日「中部地域における防災・減災シンポジウム」）
- ・支部総会および講演会の開催（平成30年5月8日，長野市）
- ・災害調査（平成30年3月に国土交通省中部地方整備局および中部地域における5県3市と締結した災害協定に基づき，岐阜県下呂土木管内で発生した土砂災害を対象として，日本地すべり学会中部支部・地盤工学会中部支部・中部地質調査業協会との合同調査を平成30年8月27日に実施した）
- ・平成30年岐阜豪雨災害調査報告会（平成30年11月7日に名古屋大学において，下呂土木管内で発生した土石流災害などについて報告した）。
- ・砂防関係就職説明会の開催（平成30年12月3日，新潟大学，9名）
- ・後援（2件：牛伏川階段工100周年記念行事・日本地すべり学会中部支部シンポジウム）

- ・支部運営委員会の開催（平成31年3月22日，長野市）

⑤東海支部

- ・災害協定締結記念シンポジウム「中部地域における防災・減災シンポジウム」の共催
（主催：（公社）土木学会 中部支部平成30年4月25日，名古屋大学減災館）
- ・東海支部総会の開催（平成30年5月10日，静岡市，参加者45名）
- ・土屋智教授退職記念講演会の開催（平成30年5月10日，静岡市，参加者45名）
- ・砂防現地見学会の開催（平成30年5月11日，大谷崩・安倍川上流，参加者23名）
- ・平成30年6月23日砂防・急傾管理技術者資格試験（一次次試験）名古屋会場の運営補助
- ・災害協定に基づく岐阜豪雨災害調査（8月1日，郡上地域，東海支部から4名参加）
- ・災害協定に基づく岐阜豪雨災害調査（8月27日，下呂地域，東海支部から3名参加）
- ・岐阜県林政部治山課との合同調査（8月30日，数河，東海支部から5名参加）
- ・岐阜県県土整備部砂防課及び林政部治山課との合同調査（8月31日，郡上，東海支部から7名参加）
- ・災害協定に基づく岐阜豪雨災害調査団報告会の共催（平成30年11月7日，名古屋大学）
- ・砂防関係就職説明会の開催（平成30年12月19日，三重大学，参加学生17名，砂防技術者29名，計46名）

⑥関西支部

- ・支部幹事会・運営委員会の開催（平成30年4月20日，京大農学部）
- ・関西支部総会の開催（平成30年4月20日，京大農学部，出席者21名）・研究発表会の開催
日時：平成30年6月30日～7月1日
場所：和歌山県大規模土砂災害啓発センター
参加者：35名
- ・平成30年6月23日，10月13日砂防・急傾管理技術者資格試験（一次・二次試験）京都会場の運営補助。
- ・支部ホームページの開設（平成30年7月31日）
- ・関西大学で開かれた7月豪雨災害関西調査団の速報会で，砂防学会関西支部で実施した災害調査の報告を行った（平成30年8月9日）。
- ・研究発表会「地表流に関する数値計算」「近年発生した土砂災害」の開催（平成30年8月25日，京大農学部，出席者25名）
- ・支部幹事会・運営委員会の開催（平成30年8月25日，京大農学部）
- ・「（一社）土木技術者女性の会 総会関連行事“災害について考えよう”勉強会」において講演を行った。（平成30年9月7日，エル・おおさか（大阪府立労働センター），

31名)

- ・支部幹事会・運営委員会（平成30年10月28日，京都府大グラウンド）
- ・砂防業界セミナー（就職説明会）の開催（平成30年12月15日，京都府大，21名）

⑦中四国支部

- ・運営委員会の開催（4月26日，広島県立総合体育館）
- ・「平成30年度土砂災害防止県民の集い」（5月30日，広島県安佐南区）の後援。
- ・現地見学会（6月20日，広島市）：参加者17名
- ・中四国支部定時総会及びシンポジウム（6月21日，広島市）参加者：総会24名，シンポジウム108名
- ・平成30年7月西日本豪雨にかかる砂防学会第一次緊急調査（7月21日～8月2日）
団長 砂防学会会長 海堀正博，団員 5班24名
- ・平成30年7月西日本豪雨災害（中四国地方）調査報告会（9月28日，広島市，参加者98名）。
- ・災害発生時の相互協力に関する協定に関する4学会連絡会（3月7日，中国地方整備局）
災害発生時の相互協力に関する協定書（4学会）締結：3月22日プレスリリース
- ・広島大学大学院総合科学研究科「リスク研究プロジェクト」との共催シンポジウム「豪雨災害に備えた適切な避難行動につなげるために」を開催。（3月20日，広島大学）
参加者：40名

⑧九州支部

- ・支部総会（平成30年4月26日）の開催
- ・平成30年大分県中津市耶馬溪金吉で発生した土砂災害に係る災害調査
災害緊急調査団（11名，九州支部から6名参加）
現地調査：平成30年4月29日
災害報告：砂防学会HP（5月18日），砂防学会誌71（2）（7月発行）・講演会「霧島火山と共にー2011年新燃岳噴火の教訓を活かす」後援
土木学会 地盤工学委員会 火山工学研究小委員会 主催
日時：平成30年6月16日 場所：国分公民館（鹿児島県霧島市）
- ・砂防・急傾斜管理技術者試験（福岡会場）の運営補助
一次試験 平成30年6月23日（土） 二次試験 平成30年10月13日（土）
- ・支部ホームページの開設（平成30年6月26日）
- ・阿蘇地域で熊本地震土砂災害からの復興を体感する研修会
主催：（公社）砂防学会九州支部 後援：九州地方整備局，熊本県
日時：平成30年10月22日，参加者42名（会員23名，非会員19名）
- ・砂防関係就職説明会の開催（平成31年1月11日，宮崎大学）

II 砂防に関する研究及び調査の助成

(1) 平成 30 年度若手研究助成の実施

以下の 4 課題の若手研究技術開発助成を実施した。

① 進行性崩壊による天然ダム決壊過程の数値シミュレーション

高山翔揮（立命館大学大学院理工学研究科）

② 地震により阿蘇地域に形成された亀裂斜面の土壌中の水移動特性評価

荒田洋平（東京農工大学大学院農学研究科）

③ 堆積岩山地における注水試験，電気伝導度計測，流向・流速計測に基づく地下水流動経路の把握

柴田 俊（京都大学大学院農学研究科）

④ 熱赤外カメラを用いた斜面崩壊時の湧水発生状況の把握

篠原慶規（宮崎大学農学部）

(2) 平成 30 年度公募研究助成の実施

以下の 3 課題の研究会を実施した。

① 研究会名：土石流中の微細土砂の挙動に関する研究会

研究テーマ：構成則に基づく細粒土砂の液相化の評価手法に関する検討と数値計算への実装

研究代表者：堀田紀文（東京大学 准教授）

研究期間：平成 29～2019 年度

② 研究会名：北海道における継続的な土砂移動に関する研究会

研究テーマ：北海道における継続的な土砂移動現象の分析に基づく将来の災害シナリオと適応策の検討

研究代表者：小山内信智（政策研究大学院大学 特任教授）

研究期間：平成 29～2019 年度

③ 研究会名：土砂災害に備える地区防災計画研究会

研究テーマ：土砂災害に備える地区防災計画のあり方・策定方法・内容・活用の実践的研究

研究代表者：田中隆文（名古屋大学 准教授）

研究期間：平成 30～令和 2 年度

(3) 2019 年度の若手研究助成の公募と審査

若手研究助成の公募を行い、3 課題を採択した。

① 研究・技術開発：流出土砂中の鉱物観察による土砂挙動分析法の検証

阪本実紀（神戸大学海事科学部）

- ② 研究・技術開発：堆積岩山地における水質を基にした流向・流速計測による地下水流動経路の把握

谷 智幸（京都大学大学院農学研究科）

- ③ 研究・技術開発：階層分析法を用いた地震時の斜面崩壊ハザード評価手法の開発
河野勝宣（鳥取大学工学研究科）

(4) 2019年度の研究会助成の公募と審査

研究会の公募を行い、平成30年度からの継続課題の3課題を採択した。

- ①研究会名：土石流中の微細土砂の挙動に関する研究会

研究テーマ：構成則に基づく細粒土砂の液相化の評価手法に関する検討と数値計算への実装

研究代表者：堀田紀文（東京大学 准教授）

研究期間：平成29～2019年度

- ②研究会名：北海道における継続的な土砂移動に関する研究会

研究テーマ：北海道における継続的な土砂移動現象の分析に基づく将来の災害シナリオと適応策の検討

研究代表者：小山内信智（政策研究大学院大学 特任教授）

研究期間：平成29～2019年度

- ③研究会名：土砂災害に備える地区防災計画研究会

研究テーマ：土砂災害に備える地区防災計画のあり方・策定方法・内容・活用の実践的研究

研究代表者：田中隆文（名古屋大学 准教授）

研究期間：平成30～令和2年度

III 砂防に関する研究発表会、講演会、講習会等の開催及び見学視察等の実施

(1) 研究発表会の開催

平成30年5月16日、鳥取県米子市「米子コンベンションセンター」において平成30年度（公社）砂防学会定時総会が開催され、16日、17日に研究発表会、18日に現地研修会（伯耆大山・米子市方面と伯耆大山・倉吉市方面）を実施した。研究発表会では、企画セッション、テーマ別セッション、一般口頭発表、ポスターセッションの4形式をとり、企画セッションとして「豪雨に関する最近の気象観測および予測技術」、テーマ別セッションとして「流域総合土砂管理のあり方（管理・計測）」、「局所豪雨に起因する最近の土砂災害の特徴と課題」、「新たな河床変動・流砂計測手法の比較による特性の把握と改良の検討」、「巨大（深層）崩壊の高精度編年研究会の報告一年輪年代法による巨大崩壊の発生年代の推定と歴史史料

との対比」の各セッションを行い、一般口頭発表として、土砂流出、流砂及び土石流、斜面崩壊、地すべり、斜面安定、歴史的砂防、管理・計測、火山砂防、地震、構造物、生態系の保全及び創出、砂防事業、砂防計画、水文、警戒・避難、中国支部企画の各セッションを行った。参加者 1,121 名、一般口頭発表数が 182 件、ポスターセッション発表件数が 216 件あった。

また、若手研究者・技術者の口頭並びにポスター発表に対し、後日、実行委員会より最優秀発表者 1 名と優秀発表者 4 名に若手優秀発表賞を授与し、受賞者をホームページに掲載した。

(2) シンポジウムの開催

平成 30 年 10 月 4 日にインタープリメント 2018 に合わせ富山県富山市「富山国際会議場」において、第 50 回（公社）砂防学会シンポジウムを開催し 38 名が参加した。

(3) 講習会、現地検討会の開催

- 1) 平成 30 年 7 月 7 日～9 日に実施予定であった；NPO 法人 山の自然文化研究センターとの共催の「平成 29 年度若手 砂防・土木技術者のための奥飛騨研修会」は、H30 年 7 月豪雨による交通途絶等の影響のため中止とした。
- 2) 平成 30 年 11 月 26 日に東京都千代田区砂防会館別館 1 階「木曾」会議室において「平成 30 年 7 月豪雨による土砂災害の実態と対応策」の講習会を開催し、73 名が参加した。

IV 砂防に関する建議並びに諮問に対する答申

平成 30 年 7 月 5 日から 7 日にかけて発生した土砂災害に対し、第一次調査として数人毎に 5 つのチームを編成し、7 月 21 日～8 月 2 日にかけて広島県を中心に緊急調査を行った。

調査結果は 8 月 17 日に報告会を開催して公表するとともに、学会は被災地域や今後の防災について緊急提言を行った。

平成 30 年 9 月 6 日に発生した平成 30 年北海道胆振東部地震による土砂災害に対し、「平成 30 年北海道胆振東部地震土砂災害緊急調査団」（団長：小山内信智北海道大学特任教授（当時））の調査結果に基づき、今後の被災地域での二次災害防止・土砂災害対策の推進等のため、10 月 25 日、国土交通省砂防部へ海堀正博会長から「緊急提言」を提出するとともに説明を行った。緊急提言の内容は砂防学会のホームページに掲載し公表した。

V 会誌及び砂防に関する図書、報論文、資料等の刊行

- 1) 砂防学会誌, Vol. 71, No. 1～No. 6 までの 6 冊を刊行した。
- 2) 砂防学会誌英文誌, Vol. 11; ISSUE 1, 2, 3 を Web 上に公開した。
- 3) 平成 30 年度砂防学会研究発表会概要集を WEB 公開した。

VI 砂防関係図書及び資料の収集・保管・公開

(1) 情報提供

- 1) 砂防学会ホームページの管理・更新，メーリングリストの運営を行った。
- 2) 砂防学会誌，Vol. 70 の No. 1～No. 6 までの 6 冊分を J-STAGE へ公開した。

(2) 砂防図書館

砂防関係団体と共同で砂防図書館（東京都千代田区平河町 2-7-4 砂防会館別館 A 棟 3 階）を運営し，砂防関係学術資料の収集，保管，公開を行った。

VII 砂防の発展に資する学術国際活動

(1) インタープリメント 2018 富山大会の共催

共催者として，実行委員会に海堀正博会長，小川紀一郎副会長，平松晋也専務理事，山田孝編集部会長，大野宏之国際部会長が参画し，インタープリメント本部（オーストリア），同環太平洋支部（東京）と協力して平成 30 年 10 月 1 日から 4 日にかけて富山市富山国際会議場で開催した。10 月 4 日は同会場で国際シンポジウムを開催した。

(3) 各種国際会議の案内

20 件の国際会議の案内を砂防学会誌，Vol. 71，No. 1～No. 6 に掲載した。

VIII 砂防技術者の育成

(1) 砂防関係就職説明会の開催

砂防関係就職説明会を 12 月から 1 月にかけて 7 会場（北海道，岩手県，新潟県，三重県，京都府，広島県，宮崎県）にて開催し，若手人材の育成に努めた。

(2) 技術者継続教育（CPD）の支援

砂防技術者の能力の維持・向上のため，本学会の技術者継続教育（CPD）制度の評価見直しを行うとともに，継続教育プログラムを提供，証明書を発行した。

IX 砂防技術者の資格付与と教育

(1) 砂防・急傾斜管理技術者資格試験の実施と資格付与

砂防・急傾斜管理技術者資格試験を平成 30 年 6 月 23 日に札幌，盛岡，東京，名古屋，京都，福岡の 6 会場で一次試験実施し，一次試験合格者及び一次試験免除者に対し，10 月 13 日に札幌，京都，福岡の 3 会場で，10 月 20 日に東京会場で二次試験を実施した。

一次試験は 66 名が受験し，54 名が二次試験に合格した。合格者のうち 53 名が砂防・急傾斜管理技術者として登録した。平成 31 年 3 月 31 日現在で砂防・急傾斜管理技術者資格保持者は 42 都道府県 415 名である。

X 会議の開催

(1) 定時総会

平成 30 年 5 月 16 日、鳥取県米子市「米子コンベンションセンター」において平成 30 年度（公社）砂防学会定時総会を開催した。出席者および委任状提出者は計 1,032 名（定款第 17 条 1 項の規定による定足数は 972 名）で総会は成立した。

議案： 第 1 号議案 平成 29 年度収支決算の承認を求める件
第 2 号議案 第 4 期理事及び監事の選任を求める件
報告： 第 1 号報告 平成 29 年度事業報告の件
第 2 号報告 平成 30 年度事業計画の報告の件
第 3 号報告 平成 30 年度収支予算の報告の件
平成 30 年度砂防学会賞授与

(2) 理事会

第 1 回 平成 30 年 4 月 27 日（東京都千代田区）

議案：平成 29 年度事業報告について
平成 29 年度収支決算・監査報告について
第 4 期役員候補者の選任について
平成 30 年度定時総会議案について
災害調査団の編成について
平成 31 年度定時総会並びに研究発表会について
平成 30 年度海外学術情報収集・調査助成対象者の審議について
砂防人材育成連絡会議の設置について
北海道支部運営規程の一部改訂を求める件
技術士継続教育（CPD）プログラム計画について
入会者の承認について
他学協会からの後援依頼について

第 2 回 平成 30 年 5 月 16 日（東京都千代田区）

議案： 会長，副会長，専務理事の選定
定款 30 条第 2 項の順序の決定
機構長，支部，部会長の組織について

第 3 回 平成 30 年 10 月 4 日（富山県富山市）

議題： 支部長・支部役員の選任
補正予算案について
代議員制への移行について
支部活動体制の強化
第 51 回（公社）砂防学会シンポジウムについて
入会承認について
他学会等からの後援依頼承認について

第 4 回 平成 31 年 3 月 28 日（東京都千代田区）

議案： 平成 30 年度事業報告案及び決算見込みの件
代議員制の件
2019 年度砂防学会賞授賞者の件
2019 年度研究会および若手研究助成の件
2019 年度海外学術情報収集・調査助成の件
2019 年度受託研究の件
2019 年度砂防学会シンポジウムについて
2019 年度の事業計画案と収支予算案について
2020 年度定時総会並びに研究発表会開催の件
入会承認について
他学会等からの後援依頼承認について

(3) 部会長・幹事会会議

第 1 回 平成 30 年 8 月 24 日（東京都千代田区）

議案： 部会長・幹事会の構成メンバーの拡充と細則の改定案について
報告事項
2019 年度定時総会並びに研究発表会候補案について
ホームページのリニューアルについて
学会誌のWEB化について
代議員制への移行について
学会費の値上げについて
インタープリメント 2018 への支援について

第 2 回 平成 31 年 2 月 21 日（東京都千代田区）

議案： 砂防人材育成の件
会員の所属支部の考え方

代議員制の件

2019年度定時総会並びに研究発表会「岩手大会」準備状況

2020年度定時総会並びに研究発表会 開催地案と実行委員長案

平成30年度事業報告と事業計画策定作業

平成30年度決算見込みと2019年度予算案編成作業

2019年度シンポジウム開催体制

受託研究

部会報告

支部報告

(4) 平成30年度「砂防学会賞」選考委員会の開催

平成31年2月28日（東京都中央区）、2019年度砂防学会賞授賞候補者を選考した。

(5) 部会

1) 総務部会

①砂防人材育成委員会

平成30年7月4日（東京都千代田区）第1回開催

平成30年10月10日（東京都千代田区）第2回開催

平成30年11月28日（東京都千代田区）第3回開催

平成31年1月30日（東京都千代田区）第4回開催

平成31年3月13日（東京都千代田区）第5回開催

2) 研究開発部会：2019年度の公募研究会と若手研究助成の公募と審査、2019年度の砂防学会研究発表会の企画・テーマ別セッションのテーマの案作成、防災学術連携体シンポジウムへの参加（2018年7月22日、9月10日、2019年3月12日）を行った。

第1回部会（平成30年9月26日、東京都千代田区）

第2回部会（平成31年3月8日、東京都千代田区）

3) 編集部会・編集委員会（和文誌）：原稿処理状況の確認、掲載論文等の決定、企画や特集の提案、投稿規程等の改定の議論、砂防学会賞候補者の推薦等を行った。

編集委員会（英文誌）：「砂防学会誌英文誌編集委員会」を開催し、編集状況の確認、論文種別に関する審議等を行った。併せて、砂防学会誌 Vol.70, No.1～No.4のJ-STAGE3公開化作業を行った。

第1回部会（平成30年4月4日、東京都千代田区）

第2回部会（平成30年5月23日、奈良県奈良市）

- 第3回部会（平成30年7月25日，東京都千代田区）
- 第4回部会（平成30年9月26日，東京都千代田区）
- 第5回部会（平成30年11月29日，東京都千代田区）
- 第6回部会（平成31年1月29日，東京都千代田区）
- 英文誌編集委員会（平成30年5月24日，鳥取県米子市）
- 英文誌編集事務会議（平成30年12月25日，東京都千代田区）

4) 国際部会：砂防学会が共催した平成30年10月のインタープリメント2018のポスターセッションの企画・運営を行うとともに，同時に開催した平成30年度（公社）砂防学会シンポジウムにおいて留学生セッションを企画運営した。9名の留学生の Extended Abstract の査読編集を行った。また，米国南カリフォルニア州ロサンゼルス市の土砂管理手法の運用実態等に関する調査のための調査団に学会から2名を派遣した。また，平成30年度海外学術情報収集・調査助成事業の実施，採択者1名の派遣と調査成果の砂防学会誌への投稿を依頼した。2019年度海外学術情報収集・調査助成対象者を募集し決定した。

- 第1回部会（平成30年4月18日，東京都千代田区）
- 第2回部会（平成30年7月3日，東京都千代田区）
- 第3回部会（平成30年11月21日，東京都千代田区）
- 第4回部会（平成31年2月27日，東京都千代田区）

5) 事業部会：砂防関係就職説明会を12月から1月にかけて7会場（北海道，岩手県，新潟県，三重県，京都府，広島県，宮崎県）にて開催し，若手人材の育成に努めた。公益目的に合致した2件の調査研究受託を行った。また，7月に実施した緊急調査成果をもとに「平成30年7月豪雨による土砂災害の実態と対応案」をテーマとして砂防技術講習会を11月26日に東京で開催し，73名の参加を得るなど，研究成果を広く一般に広報した。

支部連絡会を開催し支部活動が円滑に進むよう調整，支援した。

- 第1回部会（平成30年10月24日，東京都千代田区）

(6) 砂防技術推進機構関係

1) 企画・運営委員会

平成31年1月16日に開催し，機構の企画及び運営に関する事項等を審議した。

2) 試験委員会

砂防・急傾斜管理技術者資格試験の円滑な実施に向けて，採点基準の決定，試験問題の作成，試験の実施，試験結果の採点等を実施し，合格者を砂防学会ホームページ及び砂防学会誌第71巻第5号で発表した。

3) 試験判定小委員会

平成30年4月11日、25日、5月9日、5月24日、7月27日、11月8日、平成31年1月16日、30日、2月13日、27日、3月13日、27日の12回開催した。

4) CPD付与検討小委員会・技術者教育小委員会

CPD付与に関して他学協会3団体の状況調査結果を踏まえて、CPD支援制度の見直しやシステム整備に関わる今後の進め方について検討した。

報告事項

第2号報告

2019年度事業計画の報告の件

2019年度 事業計画

自 2019年4月1日

至 2020年3月31日

基本方針

砂防学の進歩、砂防事業の発展、並びに砂防技術者の資質の向上を図り、もって国土の保全、国民生活の安全、学術文化の進展と社会の発展等に寄与することを目的とする。

2019年度においては、以下の事業を推進する。

- (1) 砂防に関する研究及び調査並びにその奨励と普及
- (2) 砂防に関する研究及び調査の助成
- (3) 砂防に関する研究発表会、講演会、講習会等の開催及び見学視察等の実施
- (4) 砂防に関する建議並びに諮問に対する答申
- (5) 会誌及び砂防に関する図書、報論文、資料等の刊行
- (6) 砂防関係図書及び資料の収集・保管・公開
- (7) 砂防の発展に資する学術国際活動
- (8) 砂防技術者の育成
- (9) 砂防技術者の資格付与と教育
- (10) その他この目的を達成するために必要な事業

事業計画

1. 砂防に関する調査・研究ならびに奨励と普及

(1) 調査・研究

1) 受託研究の実施。

・「土砂災害が発生するおそれのある土地の区域等」の設定に関する検討業務（継続）

2) 災害調査の実施。

(2) 表彰

1) 2019年度砂防学会賞（「論文賞」、「論文奨励賞」、「技術賞」）受賞者の表彰。

2) 2020年度砂防学会賞（「論文賞」、「論文奨励賞」、「技術賞」）受賞者の決定。

(3) 広報活動

1) 広報委員会活動として、会員増に向けての対応、学会活動の充実、学会ホームページ、メーリングリストなどインターネットを通じた情報交換の促進に取り組む。

(4) 地域の特徴を生かした活動の推進

北海道、東北、関東、信越、東海、関西、中四国、九州8支部が地域の特徴を活かした学会活動を行う。

2. 技術者資格の付与と教育

砂防・急傾斜管理技術者資格試験は、一次試験を6月29日(土)に札幌、東京、長野、名古屋、京都、福岡の6会場で実施し、二次試験を9月21、22日に札幌、京都、福岡会場で9月28日、29日、10月5日に東京会場で実施する。

3. 調査・研究に対する助成

- (1) 「若手研究助成」による研究技術開発とワークショップ活動の助成
- (2) 「公募研究会」による研究会活動の助成
- (3) 「海外学術情報収集・調査助成」による研究者の海外活動の助成

4. 研究発表会、講演会、講習会の開催

(1) 研究発表会

研究発表会	開催日	5月21、22日
	場所	岩手県盛岡市 いわて県民情報交流センター(アイーナ) 盛岡市市民文化ホール(マリオス)

現地研修会	開催日	5月23日
	場所	岩手山周辺など、三陸沿岸など

(2) シンポジウム

第51回(公社)砂防学会シンポジウム

開催日 未定

場 所 東京

- (3) 講習会を開催する。
- (4) 現地検討会を開催する。

5. 砂防に関する建議並びに諮問に対する答申

必要に応じ、調査・研究結果に基づく砂防に関する提言を行う。

6. 会誌等刊行

(1) 出版

- 1) 砂防学会誌第72巻第1号～第6号までの6冊と英文誌Vol.12, 災害調査特集等(全て電子体)をWeb上に記載する。また、砂防学会誌および英文誌をJ-Stage3に公開する。
- 2) 平成31年度砂防学会研究発表会概要集をWEB上で公開する。
- 3) 第51回(公社)砂防学会シンポジウム講演集を刊行する。
- 4) 調査・研究等の成果報告書を刊行する。

7. 砂防関係図書および資料の収集・保管・公開

砂防図書・資料の保管整備, 砂防図書館を充実する。

8. 学術国際活動

- (1) 各種国際会議等の最新情報を砂防学会誌に掲載する。
- (2) 海外学術情報収集・調査助成の公募, 審査, 派遣候補者を選考する。

9. 砂防技術者の支援・育成

- 1) 技術者継続教育 (CPD) への支援を行う。
- 2) 「奥飛騨砂防・土木技術者研修会」を共催する。
- 3) 「若手人材育成推進委員会」による就職説明会等を開催する。
- 4) 砂防女性技術者の会を開催する。

10. 支部活動

北海道, 東北, 関東, 信越, 東海, 関西, 中四国, 九州支部において講演会, 現地研修会等を実施する。

11. その他

2019年度定時総会を5月21日に岩手県盛岡市で開催する。

報告事項

第3号報告

2019年度収支予算の報告の件

2019年度（公社）砂防学会 収支予算書

平成31年4月1日から令和2年3月31日（決算）まで

（単位：円）

科 目	予算額	前年度予算額	増 減	備考
I 一般正味財産増減の部				
經常増減の部				
經常収益				
基本財産運用益	3,000	2,700	300	
基本財産受取利息	3,000	2,700	300	
受取会費	26,660,000	26,070,000	590,000	
正会員受取会費	16,620,000	16,620,000	0	
購読会員受取会費	1,220,000	1,160,000	60,000	
学生会員受取会費	370,000	370,000	0	
賛助会員受取会費	8,450,000	7,920,000	530,000	
事業収益	37,150,000	51,330,000	△ 14,180,000	
出版事業収益	7,000,000	6,000,000	1,000,000	
研究発表会開催収益	15,810,000	17,200,000	△ 1,390,000	
シンポジウム開催収益	800,000	530,000	270,000	
講習会等開催収益	500,000	500,000	0	
受託事業収益	11,340,000	25,300,000	△ 13,960,000	
資格認定事業収益	1,700,000	1,800,000	△ 100,000	
受取補助金等	3,000,000	3,000,000	0	
受取民間助成金	3,000,000	3,000,000	0	
受取寄附金	10,000	10,000	0	
受取寄附金	10,000	10,000	0	
雑収益	57,000	27,300	29,700	
受取利息	400	400	0	
雑収入	56,600	26,900	29,700	
經常収益計	66,880,000	80,440,000	△ 13,560,000	
經常費用				
事業費	53,999,400	68,958,000	△ 14,958,600	
給料手当	5,104,000	2,650,000	2,454,000	
福利厚生費	660,000	183,600	476,400	
会議費	289,600	1,191,700	△ 902,100	
旅費交通費	1,980,000	3,011,100	△ 1,031,100	
通信運搬費	308,000	918,000	△ 610,000	
支払手数料	780,000	106,700	673,300	
消耗品費	150,000	506,000	△ 356,000	
印刷製本費	286,000	105,500	180,500	
光熱水料費	19,800	25,500	△ 5,700	

科 目	予算額	前年度予算額	増 減	備考
賃借料	1,100,000	1,685,000	△ 585,000	
諸謝金	2,300,000	2,300,000	0	
租税公課	372,000	71,000	301,000	
委託費	0	4,650,000	△ 4,650,000	
総務部	600,000	1,200,000	△ 600,000	
研究開発部	500,000	700,000	△ 200,000	
編集部	1,000,000	750,000	250,000	
国際部	800,000	2,950,000	△ 2,150,000	
事業部	400,000	900,000	△ 500,000	
出版事業	14,000,000	15,000,000	△ 1,000,000	
資格認定事業費	1,700,000	2,500,000	△ 800,000	
図書館運営費	1,110,000	1,100,000	10,000	
研究発表会等開催費	14,500,000	19,500,000	△ 5,000,000	
研究発表会	13,000,000	18,000,000	△ 5,000,000	
シンポジウム	1,000,000	1,000,000	0	
国内シンポジウム	1,000,000	1,000,000	0	
国際シンポジウム	0	0	0	
講習会	500,000	500,000	0	
研究費	3,700,000	3,370,000	330,000	
研究助成・ワークショップ	2,400,000	2,270,000	130,000	
海外学術情報・調査助成	400,000	300,000	100,000	
突発災害緊急調査	600,000	600,000	0	
その他	300,000	200,000	100,000	
表彰制度運営費	520,000	500,000	20,000	
支部活動費	1,800,000	3,070,000	△ 1,270,000	
雑費	20,000	13,900	6,100	
管理費	13,420,600	9,652,000	3,768,600	
給料手当	6,496,000	4,753,000	1,743,000	
福利厚生費	840,000	612,500	227,500	
会議費	190,400	176,400	14,000	
旅費交通費	1,120,000	818,300	301,700	
通信運搬費	392,000	298,900	93,100	
支払手数料	980,000	882,000	98,000	
消耗品費	140,000	83,300	56,700	
印刷製本費	364,000	294,000	70,000	
光熱水料費	25,200	24,500	700	
賃借料	1,400,000	1,225,000	175,000	

科 目	予算額	前年度予算額	増 減	備考
諸謝金	0	0	0	
租税公課	448,000	49,000	399,000	
役員改選費	600,000	0	600,000	
支払負担金	370,000	420,000	△ 50,000	
雑費	55,000	15,100	39,900	
経常費用計	67,420,000	78,610,000	△ 11,190,000	
評価損益調整前当期経常増減額	△ 540,000	1,830,000	△ 2,370,000	
評価損益等計	0	0	0	
当期経常増減額	△ 540,000	1,830,000	△ 2,370,000	
経常外増減の部			0	
経常外収益			0	
経常外収益計	0	0	0	
経常外費用			0	
経常外費用計	0	0	0	
当期経常外増減額	0	0	0	
当期一般正味財産増減額	△ 540,000	1,830,000	△ 2,370,000	
一般正味財産期首残高	74,016,430	72,186,430	1,830,000	
一般正味財産期末残高	73,476,430	74,016,430	△ 540,000	
Ⅱ 指定正味財産増減の部			0	
当期指定正味財産増減額	0	0	0	
指定正味財産期首残高	0	0	0	
指定正味財産期末残高	0	0	0	
Ⅲ 正味財産期末残高	73,476,430	74,016,430	△ 540,000	

2019年度(公社)砂防学会収支予算書内訳書

平成31年4月1日から令和2年3月31日(決算)まで

(単位:円)

科 目	公益目的事業会計	法人会計	内部取引消去	合 計
	調査研究・技術者育成事業	法人会計		
I 一般正味財産増減の部				
經常増減の部				
經常収益				
基本財産運用益	3,000	0	0	3,000
基本財産受取利息	3,000			3,000
受取会費	17,555,000	9,105,000	0	26,660,000
正会員受取会費	8,310,000	8,310,000		16,620,000
購読会員受取会費	610,000	610,000		1,220,000
学生会員受取会費	185,000	185,000		370,000
賛助会員受取会費	8,450,000			8,450,000
事業収益	37,150,000	0	0	37,150,000
出版事業収益	7,000,000			7,000,000
研究発表会開催収益	15,810,000			15,810,000
シンポジウム開催収益	800,000			800,000
講習会等開催収益	500,000			500,000
受託事業収益	11,340,000			11,340,000
資格認定事業収益	1,700,000			1,700,000
受取補助金等	3,000,000	0	0	3,000,000
受取民間助成金	3,000,000			3,000,000
受取寄附金	10,000	0	0	10,000
受取寄附金	10,000			10,000
雑収益	57,000	0	0	57,000
受取利息	400			400
雑収入	56,600			56,600
經常収益計	57,775,000	9,105,000	0	66,880,000
經常費用				
事業費	53,999,400	0	0	53,999,400
給料手当	5,104,000			5,104,000
福利厚生費	660,000			660,000
会議費	289,600			289,600
旅費交通費	1,980,000			1,980,000
通信運搬費	308,000			308,000
支払手数料	780,000			780,000
消耗品費	150,000			150,000
印刷製本費	286,000			286,000
光熱水料費	19,800			19,800

科 目	公益目的事業会計	法人会計	内部取引消去	合 計
	調査研究・技術者育成事業	法人会計		
賃借料	1,100,000			1,100,000
諸謝金	2,300,000			2,300,000
租税公課	372,000			372,000
委託費	0			0
総務部	600,000			600,000
研究開発部	500,000			500,000
編集部	1,000,000			1,000,000
国際部	800,000			800,000
事業部	400,000			400,000
出版事業	14,000,000			14,000,000
資格認定事業費	1,700,000			1,700,000
図書館運営費	1,110,000			1,110,000
研究発表会等開催費	14,500,000	0	0	14,500,000
研究発表会	13,000,000			13,000,000
シンポジウム	1,000,000	0	0	1,000,000
国内シンポジウム	1,000,000			1,000,000
国際シンポジウム	0			0
講習会	500,000			500,000
研究費	3,700,000	0	0	3,700,000
研究助成・ワークショップ	2,400,000			2,400,000
海外学術情報・調査助成	400,000			400,000
突発災害緊急調査	600,000			600,000
その他	300,000			300,000
表彰制度運営費	520,000			520,000
支部活動費	1,800,000			1,800,000
雑費	20,000			20,000
管理費	11,407,510	2,013,090	0	13,420,600
給料手当	5,521,600	974,400		6,496,000
福利厚生費	714,000	126,000		840,000
会議費	161,840	28,560		190,400
旅費交通費	952,000	168,000		1,120,000
通信運搬費	333,200	58,800		392,000
支払手数料	833,000	147,000		980,000
消耗品費	119,000	21,000		140,000
印刷製本費	309,400	54,600		364,000
光熱水料費	21,420	3,780		25,200
賃借料	1,190,000	210,000		1,400,000

科 目	公益目的事業会計	法人会計	内部取引消去	合 計
	調査研究・技術者育成事業	法人会計		
諸謝金	0	0		0
租税公課	380,800	67,200		448,000
役員改選費	510,000	90,000		600,000
支払負担金	314,500	55,500		370,000
雑費	46,750	8,250		55,000
経常費用計	65,406,910	2,013,090	0	67,420,000
評価損益調整前当期経常増減額	△ 7,631,910	7,091,910	0	△ 540,000
評価損益等計	0	0	0	0
当期経常増減額	△ 7,631,910	7,091,910	0	△ 540,000
経常外増減の部				
経常外収益				
経常外収益計	0	0	0	0
経常外費用				
経常外費用計	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 7,631,910	7,091,910	0	△ 540,000
一般正味財産期首残高	36,756,161	26,136,610	0	74,016,430
一般正味財産期末残高	29,124,251	33,228,520	0	73,476,430
Ⅱ 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0	0
Ⅲ 正味財産期末残高	29,124,251	33,228,520	0	73,476,430

2019 年度 砂防学会賞受賞者業績

論文賞：浅野 友子（あさの ゆうこ）（東京大学）

対象論文：浅野友子，内田太郎，西口幸希

山地河川における洪水時の河道抵抗の実態

砂防学会誌，Vol.70，No.6，p.12-23

推薦の理由：

本論文は，山地河川における洪水流出やそれともなう土砂の流出を解析する際に不可欠な流れの抵抗則の適切な評価手法の確立を目的とし，自らの観測データに加え，山地河川を対象に実施された既存の観測データを文献調査により可能な限り収集し，各河川の抵抗の大きさを Manning の粗度係数の形で評価した上で，水深による粗度係数の変化の実態や，洪水時における粗度係数を規定している環境要因について，河床形態別に明かにしようとしたものである。

水深の変化が粗度係数に及ぼす影響について解析した結果，これまでに実測されているほとんどの山地河川では，水位の上昇にともなって河道抵抗が減少することを明らかにした。さらに，山地河川での観測事例の多くでは，河床に存在する多くの巨礫の頂部よりも水深が大きくなると，河道抵抗の減少の割合が小さくなる傾向があることを示した。この結果は，山地河川では河床に存在する礫径が大きく，相対水深が小さい場合が多いが，洪水時に河床を構成する礫径よりも水深が十分に大きく，相対水深が大きくなるような場合には，粗度係数をほぼ一定として扱うことが出来る可能性を示唆している。しかし，このような相対水深が大きな条件下での観測データは限られており，観測の実施されている河床形態にも偏りがあるため，今後さらなる観測・検討が必要であることを示した。

また，洪水時の河道抵抗を規定する要因について河床形状別に検討した結果，プレーン・ベッドとプール・リップル河道では，これまでも基準とされてきた河床材料の大きさや勾配で粗度係数が予測可能であることを示した。その一方で，カスケード，ステップ・プールなどより急勾配で規模が小さく，階段状の河床形状を持つ河道では，現時点で広く観測されていて情報収集が可能な河床材料のサイズ，勾配，流域面積からは粗度係数を推定することは難しいことを明らかにした。

本論文では，これまで不明瞭であった山地河川における流れの抵抗則の解明に取り組み，実務上非常に有用な知見を得ている。また，本論文により観測データの少ないことが明かにされた，カスケードやステップ・プール河道における洪水時の観測データが蓄積され，本論文で示された研究の道筋に沿って解析が進められることにより，山地河川における流れの抵抗則の解明が一層進展する可能性がある。これらのことから，本論文は山地河川における流れの抵抗則の適切な評価手法の確立に大きく貢献したものと判断される。

浅野氏は本論文の主著者であり，本業績は砂防に関する学術の発展に顕著な貢献をなしたと認められる。このことから論文賞の受賞として相応しいと判断された。

論文奨励賞：工藤 司（くどう つかさ）（国土交通省）

対象論文：工藤 司，内田太郎，松本直樹，桜井 亘

LP 差分データとレーダー雨量データを用いた土石流の流出土砂量を規定する降雨指標に関する考察

砂防学会誌，Vol. 70，No. 3，p. 3 - 12

推薦の理由：

土石流運搬可能土砂量は，土石流に寄与する水量と土石流の土砂濃度により規定され，土石流対策計画検討や警戒区域設定の対象となる土石流の土砂流出量検討において，その精度向上は極めて重要である。このうち，土砂濃度については理論的に多くの研究がなされているものの，水量を規定する降雨指標に関する知見は十分とは言えない。

本論文は，土石流発生時前後の LiDAR データおよびレーダー雨量データを用いて，土石流の流出土砂量を規定する水量として土石流に寄与する降雨について考察したものである。その結果，平衡土砂濃度時に土石流形態であるとした場合，1 時間以上の降雨量では，実績流出土砂量から推定した土砂濃度は理論式より算出した平衡土砂濃度に達していない箇所が多いこと，出水を土石流と清水流出に大別して寄与する降雨量を推定すると，約 50% の箇所では間隙流体密度 ρ に関わらず 60 分以下程度の降雨量が寄与している可能性を示し，過去の観測データとも矛盾がないことを示した。また，最大 30 分間雨量を降雨指標として用いて運搬可能土砂量を算出した場合，約 49% の箇所で運搬可能土砂量が LiDAR データに基づいて算出した実績の流出土砂量の倍半分の範囲内に納まっていることを示した。

現在の土石流対策指針では，24 時間雨量を用いて土石流対策の計画・設計がなされているものの，本論文は，土石流流出降雨指標を 1 時間程度とできる可能性を示している。また，今回用いた空間及び時空間分解能の高い LiDAR データおよびレーダー雨量データは，近年全国的にデータ蓄積が進んでいることから，これらのデータを用いることで，これまでに土石流流出観測データが無いエリアにおいても，土石流の流出規模を規定する降雨指標を推定できる知見を得る可能性を示しており，今後の土石流対策における精度向上が期待される。工藤氏は本論文の主著書であり，本業績は砂防学の発展に顕著な貢献をなすと認められ，論文奨励賞の受賞に相応しいと認められた。

論文奨励賞：田中 健貴（たなか やすたか）（国土交通省）

対象論文：田中 健貴，内田 太郎，桜井 亘，長井 斎，笹山 隆，戸舘 光

斜面土層内の水みちが土層内の間隙水圧へ与える影響に関する実験的研究

砂防学会誌，Vol. 70，No. 4，p. 3-12

推薦の理由：

斜面の土層内に形成される水みちは，崩壊後の斜面においてよく確認されることから，土層内の雨水の流出過程と斜面の安定性に大きな影響を与えていると考えられている。従来の現地観測や数値解析手法にもとづく雨水の流出過程に関する研究から，水みちは斜面土層内の間隙水圧分布に影響しており，水みちの閉塞による間隙水圧の上昇が斜面の安定性に関わっているとの仮説が立てられてきた。この仮説を立証するため，水みちを形成した人工斜面による実験的研究によって，斜面土層内の水みちと間隙水圧分布との関係についての検討が行われ，斜面下流端での水みちの閉塞が間隙水圧の増加に影響してい

ることが明らかになってきている。一方で、これまでの実験的研究では、自然斜面で観測された水みちの形状や土層内の水流の特徴を必ずしも表現できておらず、実現象の再現性においては多くの課題を残している。

本論文は、水みちの形状、水みち内の水流の状態、土層内の封入空気の影響の3点に着目して、人工斜面を用いた人工降雨実験を行い、水みちが土層内の間隙水圧に与える影響を多角的に考察したものである。実験では、水みち無し、1本、3本から1本に合流するケース、時間経過により斜面上流端の水位をコントロールするケース、透水性の高い珪砂を斜面表層の敷くことで人工降雨の給水により表層からの封入空気の流出速度を低下させるケースを組み合わせ、自然斜面の土層内の状態を再現する工夫を行い、土層内の間隙水圧、斜面下端からの流出流量、崩壊発生の有無を計測している。その結果、間隙水圧の上昇が水みちの閉塞のみで発生するのではなく、水みちの合流や勾配変化による排水能力の低下でも局所的に発生すること、土層内の封入空気の排出を阻害すると間隙水圧が上昇しやすくなること、水みちの有無・形状や封入空気の状態が崩壊発生の有無や崩壊形状に影響していることを明らかにした。これらの研究成果は、水みちが間隙水圧分布と斜面安定に与える影響を定量的に評価する上で重要であり、今後、斜面崩壊の発生予測において、現地調査・計測すべき項目の選択や数値計算による予測精度の向上につながることを期待される。田中氏は本論文の主著書であり、独創性および将来性をもって砂防学の発展に寄与する研究として、砂防学会論文奨励賞の受賞に相応しいと判断した。

技 術 賞：清水武志（しみず たけし）（(国研) 土木研究所）、青池邦夫（あおいけ くにお）（応用地質（株））、泉山寛明（いずみやま ひろあき）（国土交通省）、藤村直樹（ふじむら なおき）（国土交通省）、稲崎富士（いなざき とみお）（前(国研) 土木研究所）、瀬戸秀治（せと しゅうじ）（応用地質（株））

対 象 業 績：地中レーダ探査を用いた砂防堰堤内部亀裂分布調査
砂防学会誌, Vol. 70, No. 3, p. 25-32

推薦の理由：

土石流によってコンクリート砂防堰堤が破壊される事例はしばしば報告される。これは、単に施設の復旧工事に必要な情報だけでなく、砂防堰堤が破壊に至る過程を精緻に明らかにすることによって、施設の長寿命化対策および性能規定に基づく構造物設計を進めていくことに資する極めて重要な情報である。しかしながら被災堰堤の復旧は防災上の観点から短時間で実施されることが多く、外部の破壊状態のみならず内部の破壊状態までを含めた情報を得る試みは、これまで殆ど実施されてきていない。

本研究は、この点に着目して、砂防堰堤復旧までの比較的短時間の間に現地で実施が可能な破壊情報の取得手法およびその結果について検討したものである。具体的にはコンクリート砂防堰堤の内部破壊状態を非破壊的手法である地中レーダ探査による内部亀裂分布の調査、および外部破壊状態を SFM-MVS による壁面変位の調査を実施し、本調査結果から外部の破壊状況と合わせて、地中レーダ探査により複雑な亀裂を3次元的な形状として取得可能であることを示した。砂防堰堤の亀裂の発生位置やその大きさなどの情報は、土石流による荷重の大きさや構造物の破壊に至る過程の研究に重要であり、施設の長寿命化対策および性能規定に基づく構造物設計を進めていく技術の発展に寄与する成果であると認められる。したがって、本論文の成果は、技術の開発及び実施により砂防技術の発展に顕著な貢献をなしたと認

められる。

技 術 賞：吉永子規（よしなが しき）（砂防エンジニアリング（株））、清水武志（しみず たけし）（(国研) 土木研究所）、水谷 佑（みずたに たすく）（日本工営（株））、高橋佑弥（たかはし ゆうや）（(株) 建設技術研究所）、藤村直樹（ふじむら なおき）（国土交通省）、泉山寛明（いずみやま ひろあき）（国土交通省）、石塚忠範（いしづか ただのり）（国土交通省）

対 象 業 績：レーザ測距儀を用いたナップ飛距離及び水深の計測方法の提案と流速推定への応用
砂防学会誌, Vol. 70, No. 1, p. 46-53

推薦の理由：

砂防堰堤の副堤の位置を決定する際に、土石流の流速による水脈飛距離の推定式が設計手法の1つとして用いられてきた。土石流水深と水脈飛距離を高精度に計測できれば、この式により真の値に近い流速が推定できる可能性があるが、土石流の流速計測における滞筋の変化や夜間計測などの課題を解決する必要があった。

筆者らは、レーザを水平方向に照射して水脈飛距離を計測するとともに超音波流速計により流速を計測することにより、土石流の水脈飛距離を正確に計測できると考えた。そして、桜島の有村川3号堰堤に2つのレーザ測距儀を設置して土石流の表面高さ和水脈飛距離を計測し、土石流の表面高さから算出した土石流水深と水脈飛距離の計測値を用いて土石流流速を推定した。その結果、夜間に発生し、流れの中心が超音波流速計の測定面を外れたと考えられた場合でも、土石流水深と水脈飛距離を高精度、高時間分解能で計測できた。さらに、それらの計測結果を用いて半理論式より算出した流速と超音波流速計の計測値を比較し、半理論式を用いた土石流流速の算出は有効であることが明らかにされた。

本論文で開発された手法はこれまでの土石流流速計測の課題である滞筋の変化時や悪天候時にも計測可能であり、かつ高い時間分解能での流速が推定できる。したがって、本論文の成果は、技術の開発及び実施により砂防技術の発展に顕著な貢献をなしたと認められる。

